

# 史跡下野谷遺跡整備基本計画

～ みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間 ～



平成 31 年 3 月

西東京市教育委員会



## はじめに

「下野谷遺跡」は、武蔵野台地のほぼ中央、石神井川の南岸の高台に位置しており、旧石器時代から近代に至る長い歴史が刻まれた遺跡です。これまでの40年以上にわたる調査・研究の結果、特に今から5,000年から4,000年前、縄文文化が最も大きく花開いた縄文時代中期には、石神井川流域の拠点となるような大集落であったことがわかりました。開発の著しい首都圏において、その保存状態は非常に良好で、都市部でこのような集落が保存されている例は珍しく、また貴重であることから、平成27年3月には国史跡に指定されています。

平成19年には「下野谷遺跡公園」を開園し、国史跡指定以前から市民の皆様や地域の方々の御協力をいただきながら積極的な活用を行ってきたところです。西東京市教育委員会では、この貴重な文化遺産である下野谷遺跡を、未来を創る子どもたちに引き継いでいくために、また、地域の大切な宝として活かしていくために、平成30年3月に「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定しました。

平成30年度からは、さらなる活用の促進に向けた整備内容について検討するため、「下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会」を設置して御意見をいただき、協議を重ねてまいりました。

本計画書は、史跡下野谷遺跡の価値や魅力をわかりやすく伝えるとともに、縄文文化や知恵などを体験・体感・体得することができる整備の内容についてまとめたものです。本計画に基づき、市民の皆様とともに史跡を守り、育てていくことにより、人やまちを結ぶ結節点となり、地域の誇りとなる史跡としていきたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定に当たりまして、下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会の各委員の御尽力、文化庁及び東京都教育庁の御指導・御助言、市民の皆様の御協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

平成31年3月

西東京市教育委員会  
教育長 木村 俊二

## 例 言

1. 本書は東京都西東京市東伏見六丁目に所在する「史跡下野谷遺跡（しせきしたのやいせき）」の整備基本計画書である。
2. 本計画書は、西東京市教育委員会が平成 30（2018）年に設置した「史跡下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会」（御堂島 正 座長）における 1 か年の協議により取りまとめられ、西東京市教育委員会が策定した。
3. 本計画の策定に当たっては、文化庁文化資源活用課ならびに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得た。
4. 本計画の策定に係わる事務は、西東京市教育委員会教育部社会教育課が担当した。
5. 本計画の策定に係わる支援業務は㈱歴史環境計画研究所に委託した。
6. 文中の単語に「\*」のついているものは、附編の用語集に解説を掲載している。
7. 表紙には、「VR 下野谷縄文ミュージアム」の中のデジタル画像を使用した。

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の沿革・目的</b>	<b>1</b>
1.	計画策定の沿革	1
2.	計画の目的	4
3.	計画の対象範囲	4
4.	関連計画との関係	6
5.	策定懇談会の設置・経緯	7
	(1) 懇談会委員の名簿	7
	(2) 審議経過の概要	8
6.	市民参加事業	9
	(1) 住民説明会	
	(2) パブリックコメント	
<b>第2章</b>	<b>計画地の環境</b>	<b>10</b>
1.	自然的環境	10
	(1) 西東京市の位置と立地	10
	(2) 下野谷遺跡の位置と立地	10
2.	歴史的環境	12
	(1) 下野谷遺跡の歴史的環境	12
	(2) 周辺の遺跡	13
3.	社会的環境	15
	(1) 人口	15
	(2) 交通	15
	(3) 周辺の主な文化財	16
	(4) 周辺の文化的要素	16
	(5) 史跡に関連する団体等	16
<b>第3章</b>	<b>史跡の概要及び現状</b>	<b>17</b>
1.	史跡指定の状況	17
	(1) 指定内容	17
	(2) 指定理由	17
2.	史跡の概要	19
	(1) 本質的価値	19
	(2) 構成要素の分布状況	21
	(3) 史跡指定地の現況	23

3.	史跡の整備・活用のための諸条件の把握	25
(1)	史跡の活用状況	25
(2)	周辺住民等の要望等	25
(3)	行政上の諸条件の把握	26
4.	史跡整備に向けた課題の整理	29
<b>第4章</b>	<b>史跡下野谷遺跡整備の理念と方針</b>	<b>31</b>
1.	『史跡下野谷遺跡保存活用計画』に示した考え方	31
2.	整備のテーマと理念・方針	32
<b>第5章</b>	<b>史跡下野谷遺跡整備基本計画</b>	<b>36</b>
1.	全体に関する計画	36
(1)	将来像	36
(2)	地区区分計画	37
2.	史跡の保存に関する計画	39
3.	整備事業に必要となる調査等に関する計画	40
4.	地形造成・給排水に関する計画	40
5.	史跡内の動線に関する計画	41
6.	案内・解説用設備等に関する計画	42
7.	遺構の表現に関する計画	43
8.	歴史的景観及び植栽に関する計画	45
9.	安全・快適な活用のための設備に関する計画	46
10.	史跡へのアクセスのための計画	50
11.	周辺地域の環境保全に関する計画	51
12.	地域資源との一体的な整備活用に関する計画	52
13.	活用に関する計画（市民協働）	53
14.	公開・活用のための施設に関する計画	56
15.	管理・運営に関する計画	57
16.	事業計画(スケジュール)	58
<b>附編</b>		<b>1</b>
	史跡下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会設置要綱	1
	市民意見提出手続き制度（パブリックコメント）市民意見への検討結果	3
	用語集	4
	史跡下野谷遺跡の整備に関わる法令	12

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1. 計画策定の沿革

### ○遺跡の発見

下野谷遺跡のある西東京市東伏見付近は、かつては畑地の広がる農村地帯であり、戦前から耕作などで縄文土器が発見されることが知られていました。正式な文献の初出は昭和25（1950）年発行の『東京近郊石器時代遺跡案内』（吉田格 1950）で、急な坂を上った台地上といった立地や、遺跡\*の字名から「坂上（さかうえ）遺跡」として紹介されています。

### ○発掘調査

遺跡の範囲や内容を知るため昭和49（1974）年に実施した第1次調査では、縄文時代\*の土器や石器、住居跡が発見され、今から約5～4千年前の集落跡であることが確認されました。その後、現在まで28回にわたる発掘調査が行われており、南関東最大級の縄文時代中期の大集落跡であることが判明しています。



### ○下野谷遺跡公園の開園

平成19（2007）年には、市民による遺跡の保護を求める声を受け、市が遺跡の一部の土地を取得し、国有地と合わせて下野谷遺跡公園を開園しました。この公園を活用した遺跡の周知、普及活動などには、市民も積極的にに関わり、保護の機運が高まりました。



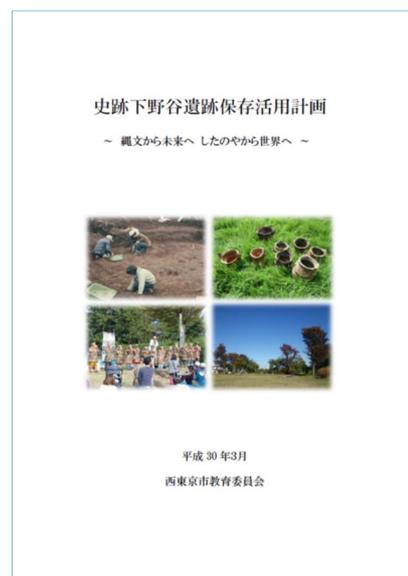
### ○国史跡指定

継続した発掘調査の結果、縄文時代の典型的な集落構造である環状集落\*が東西に隣接する双環状集落\*であり、石神井川流域の拠点集落\*であることが明らかになりました。

特に西側の集落は都市部に良好に残された南関東最大級の縄文時代中期の大集落跡として、平成27（2015）年3月10日に現在の遺跡公園用地を含めた約12,500㎡が国史跡\*に指定されました。また、平成28（2016）年2月3日には、西東京市が管理団体の指定を受けています。

### ○史跡下野谷遺跡保存活用計画の策定

西東京市教育委員会では、史跡下野谷遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、「縄文から未来へ したのやから世界へ」をコンセプトに5つの将来像を掲げ、保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示す『史跡下野谷遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）』を平成30（2018）年3月に策定しました。



## 《 史跡下野谷遺跡保存活用計画の概要 》

### ◆ 史跡の将来像

自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承される史跡【まもる】

縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広げる】

まちと共存し、活力を与える都市部の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

人やまちとともに成長し、人々の誇りとなる史跡【ともに育つ】

縄文から未来へ したのやから世界へ



図1 史跡下野谷遺跡の将来像と保存活用の基本的な考え方

### ◆ 史跡の本質的価値を有する西集落（史跡部分及び指定候補地）の確実な保存

#### ○ 保存の方法

史跡地内及びその周辺地域を地区区分し、それぞれの地区に応じた現状変更取扱いの方針・基準を定め、保存・管理を進めます。

#### ○ 追加指定についての方針

史跡の本質的価値を継承していくため、西集落全域を保護していくことが必要です。指定候補地（B区）について、土地所有者等の関係者の同意を得ながら、史跡の追加指定手続きを進めます。

#### ○ 史跡指定地の公有地化についての方針

保存及び活用・整備の観点から、史跡指定地全体を計画的に公有地化していくことが望ましく、史跡の活用や整備の方向性を踏まえ、土地所有者等の関係者の理解を得ながら、公有地化を図る必要があります。



図2 下野谷遺跡の範囲と地区区分

◆下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用

これまで様々な分野での活用を行ってきましたが、史跡の価値をより高めるため、さらなる活用に向けた取組が必要です。

○下野谷遺跡の価値や魅力を広げ、未来に継承する活用

次世代への継承と保護意識の醸成のため、学校教育への活用を推進するとともに、生涯学習への活用を推進します。また、下野谷遺跡の価値や魅力を広く社会に示し、遺跡を核としてまちの魅力を増進するなど、地域活性化に資する活用に努めます。



【縄文の森の秋まつり】

○「つなげる」「広げる」「集う・結ぶ」「ともに育つ」活用

「拠点集落」の特徴といえる「集う」「結ぶ」「広がる」を基本コンセプトとして、現地で「縄文」を体感・体験できる整備や、市民や関連団体、自治体等との連携の強化などにより、さらなる効果的な活用を図ります。

◆保存を前提とした活用促進に向けた整備

地下に保存されている遺跡については、保存を前提として、活用促進に向けた整備を行う必要があります。

また、整備に当たっては、下野谷遺跡と周辺環境を一体的に捉え、まちの魅力を増進する取組を検討することが必要です。

- ・ 史跡指定地内 公有地部分の一体的な整備（縄文的景観、遺構表示等）
- ・ 史跡指定地外 調査研究・普及啓発の拠点（地域博物館\*等の設置検討）
- ・ 史跡の追加指定及び公有地化の進ちよくに合わせた整備

⇒効果的な活用  
⇒新たな人の流れ

【段階的な整備】

- 短期計画（平成 30（2018）年度～32（2020）年度）  
公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。  
関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。
- 中期計画（平成 33（2021）年度～35（2023）年度）  
地域博物館等の設置に関する検討を行う。  
追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。
- 長期計画（平成 36（2024）年度～）  
地域博物館等の設置に関する検討結果に基づく取組を行う。  
追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

## 2. 計画の目的

史跡には、史跡自体が本来持っている価値（本質的価値）があります。本計画は、保存活用計画により示したコンセプトや方向性をもとに、本質的価値を損なうことなく次世代に継承するとともに、史跡下野谷遺跡が貴重な文化遺産として市民を始めとする多くの人々に活用されることを目的として、その整備の内容について示すものです。

平成 27（2015）年 3 月の史跡指定から約 4 年が経過しましたが、史跡指定地の主な現況は、平成 19（2007）年度に開園した下野谷遺跡公園とその両側の下野谷遺跡用地になっており、今後、効果的な活用を推進していくためには、史跡の価値や魅力を表現できるように史跡指定地全体を整備することが望まれます。

史跡の本質的価値の継承には、西集落全域の保護が必要ですが、その指定や整備には長期的な展望が必要であることから、史跡指定地のうち、現在、土地がまとまった範囲で公有地化されている下野谷遺跡公園とその両側の下野谷遺跡用地を「第一次整備地区（以下「コアエリア」という。）」として先行して整備を行い、その他の史跡候補地に関しては、公有地化の状況や社会環境の変化などに応じて段階的に整備を実施します。

なお、本計画では保存活用計画に基づき、今後の長期的な展望を見据えたうえで整備の基本理念を示し、コアエリアにおける具体的な整備内容を検討します。

## 3. 計画の対象範囲

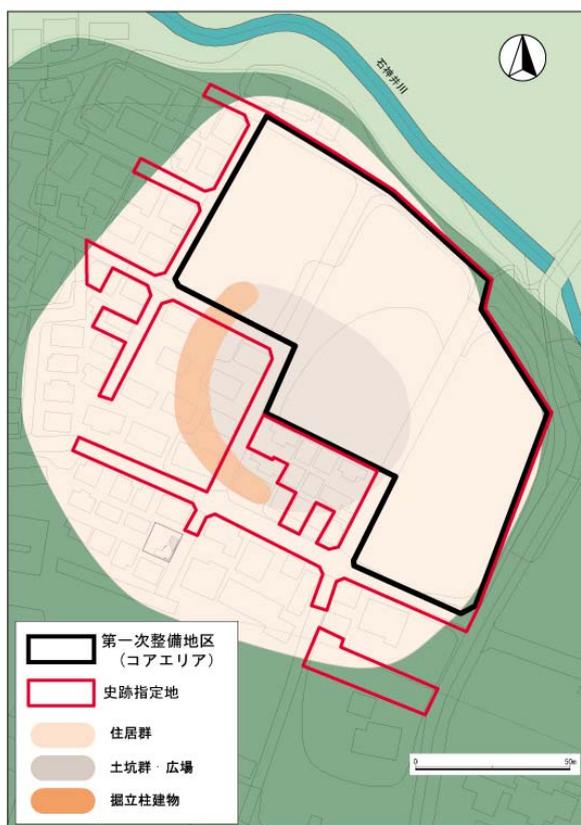


図 3 第一次整備地区<コアエリア>

本計画では、整備のテーマ、理念、方針等においては史跡下野谷遺跡の全域を対象としますが、第 5 章の整備の具体的な方法に関してはコアエリアを主な対象とします。

なお、コアエリアに北面する石神井川の崖線や、東に接する道路部分に関しても史跡の景観の保全などのためには欠かせない要素であり、土地の所有者である東京都との連携が必要な部分として、長期的な展望の中で保存活用の方針を検討していきます。

また、沿革でも触れたように、下野谷遺跡は、石神井川を北に望む高台と低地に立地し、高台の台地上にある浅い谷を挟んで、東西に 2 つの集落があります。東西の集落はいずれも他の遺跡と比べて規模も大きく、縄文時代の典型的な集落である環状集落の構造をよく表しています。また、こういった複数の集落が隣接する集落は「双環状集落」と呼ばれ、地域の拠点と考えられます。このようなことから、東西の集落

はいずれも保存すべき価値の高い集落です。

しかしながら、下野谷遺跡の2つの集落のうち、東側に位置する集落（以下「東集落」という。）はこれまでの開発等の影響によりやや遺存状態に難があることなどから、遺存状態の良い西側に位置する集落（以下「西集落」という。）を確実に保護するものとし、西集落のうち指定要件の整った部分から国史跡の指定を受けています。

本計画の基礎となる「保存活用計画」は、現在の史跡指定地及び今後保護を要する範囲である史跡候補地を含む西集落の全域を対象範囲としており、本計画の全体計画の対象範囲も同様となります。

ただし、西集落の価値には、東集落との関係や周辺の土地を含む立地や景観に関わる部分が多分にあることから、東集落を含めた周知の埋蔵文化財包蔵地\*の保護も視野に置く必要があります。

また、本計画では、現在の史跡指定地及び今後史跡として保護する必要のある西集落の範囲を「史跡下野谷遺跡」・「史跡」と表記し、東集落を含む下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の全範囲を「下野谷遺跡」・「遺跡」とし、区別しています。

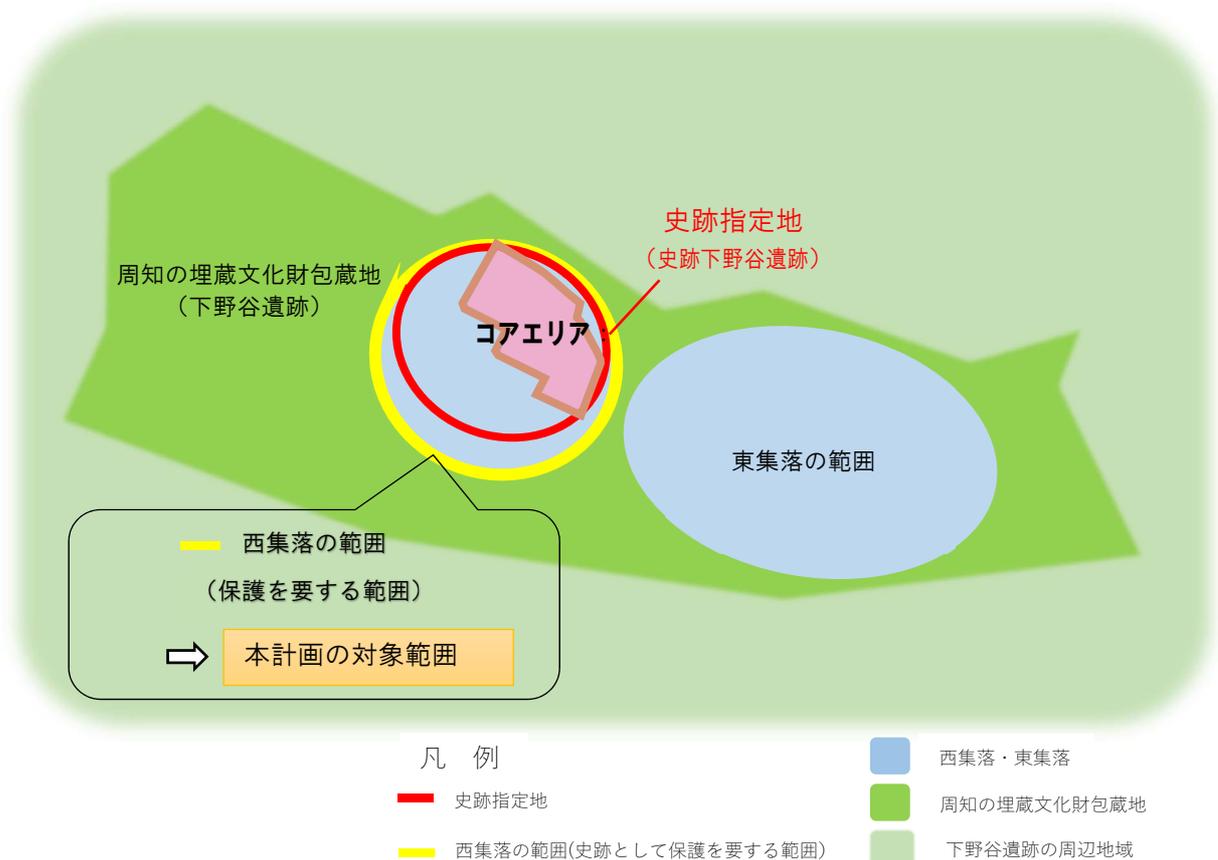


図 4 本計画の対象地

## 4. 関連計画との関係

本計画は、『西東京市第2次基本構想・基本計画』、『西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『西東京市教育計画』、『西東京市文化財保存・活用計画』及び『史跡下野谷遺跡保存活用計画』を上位計画としています。

市の目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示す総合計画（西東京市第2次基本構想・基本計画）では、まちづくりの6つの方向のひとつ「創造性の育つまちづくり」において、地域の文化を大切にすまちを目指して「文化財の保護・活用を進める」こととしています。

また、西東京市教育委員会の教育目標に則して策定する西東京市教育計画では、文化財を「学び」が実践できる地域の学習資源の一つとして保存と活用の充実を進め、学校教育や生涯学習の推進や地域の活性化を図るとしています。

平成28（2016）年3月に策定した西東京市文化財保存・活用計画では、文化財の保存・活用の基本理念を「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」として5つの施策の柱を掲げ、市の代表的な文化財である「下野谷遺跡の保存・活用」を施策の柱の一つとして位置づけています。これを受け、平成30（2018）年3月には下野谷遺跡の保存、活用及び整備の方針や今後の方向性を示す保存活用計画を策定しています。

本計画は、保存活用計画におけるコンセプトや方向性をもとに、整備の理念や方針、方法について示すものです。また、平成27（2015）年に国連総会で採択されたSDGs\*（持続可能な開発目標）の一つである「住み続けられるまちづくりを」に関連する行動目標（ターゲット）「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」と方向性が一致しており、目標達成に貢献する取組として実施していきます。

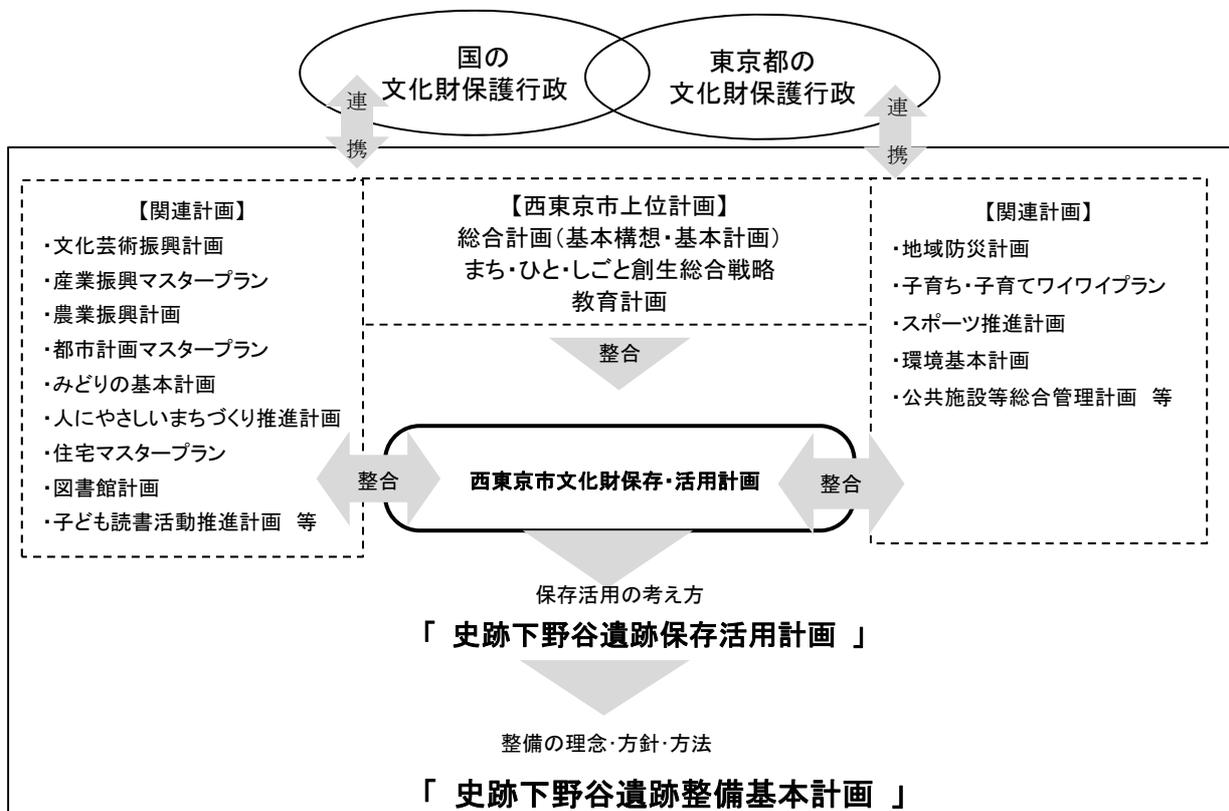


図 5 関連計画との関係

## 5. 策定懇談会の設置・経過

本計画の策定に当たり、史跡下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する事項を検討するため、学識経験者、西東京市文化財保護審議会委員、地元自治会及び地元商店会の会長、公募市民等で構成する「下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）」を設置しました。会議に際して文化庁文化資源活用課並びに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導助言を得ながら、平成30（2018）年度に5回の会議を開催し、検討を重ねてきました。

### （1）懇談会委員の名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	◎ <small>みどうしま ただし</small> 御堂島 正	大正大学 教授
	○ <small>ふくだ まさひろ</small> 福田 正宏	東京大学 准教授
	<small>うづき もりお</small> 卯月 盛夫	早稲田大学社会科学総合学術院 教授
	<small>ささき ゆか</small> 佐々木 由香	パレオ・ラボ 統括部長 昭和女子大学 非常勤講師
	<small>しみず のぶひろ</small> 清水 宣宏	東伏見小学校 校長
西東京市文化財保護審議会	<small>つづき えみこ</small> 都築 恵美子	練馬区 学芸員
公募による市民	<small>おおぜき みのり</small> 大関 みのり	
	<small>さとう やすはる</small> 佐藤 泰治	
自治会等の地域住民	<small>いわさき えいいち</small> 岩崎 栄一	東伏見坂上自治会 会長
	<small>はなわ あけと</small> 塙 明人	東伏見商栄会 会長
西東京市職員	<small>いがらし ゆたか</small> 五十嵐 豊	生活文化スポーツ部産業振興課長
	<small>もりした なおひこ</small> 森下 直彦	みどり環境部みどり公園課長
	<small>まつもと さだお</small> 松本 貞雄	都市整備部都市計画課長

(◎座長、○副座長)

### ◇ 指導助言

オブザーバー	<small>なかい まさつぐ</small> 中井 将胤	文化庁文化資源活用課 文化財調査官
オブザーバー	<small>いとう としゆき</small> 伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理 課統括課長代理

## (2) 審議経過の概要

表 1 策定懇談会開催記録

年月日	主な議題等
平成 30 (2018) 年 7 月 17 日 (火)	第 1 回会議 下野谷遺跡の概要について、今後の予定について、下野谷遺跡 現地視察
平成 30 (2018) 年 8 月 27 日 (月)	第 2 回会議 整備基本計画の概要及び先行事例について、史跡下野谷遺跡の 整備における基本理念と基本方針について
平成 30 (2018) 年 10 月 24 日 (水)	第 3 回会議 史跡下野谷遺跡整備案について (整備方針、整備イメージ案)
平成 30 (2018) 年 12 月 19 日 (水)	第 4 回会議 史跡下野谷遺跡整備基本計画 (素案) について
平成 31 (2019) 年 2 月 18 日 (月)	第 5 回会議 史跡下野谷遺跡整備基本計画 (最終案) の確認



【整備基本計画策定懇談会の様子】

## 6. 市民参加事業

### (1) 住民説明会

計画の策定に当たっては、周辺住民を対象とした説明会を検討前と素案作成後に開催し、意見をいただきながら進めてきました。

実施日：平成 30（2018）年 8 月 23 日（木） 来場者：17 名  
平成 31（2019）年 1 月 29 日（火） 10 名  
場 所：東伏見小学校

### (2) パブリックコメント

本計画の素案について、以下のとおり市民意見提出手続き制度（パブリックコメント）及びそれに伴うパネル展示（ポスターセッション）を実施しました。

① 実施期間 平成 31（2019）年 1 月 16 日（水）から 2 月 15 日（金）まで

② パネル展示（ポスターセッション）

実施日：1 月 16 日（水）、17 日（木）

場 所：アスタセンターコート

来場者：285 名

実施日：1 月 25 日（金）、26 日（土）、27 日（日）

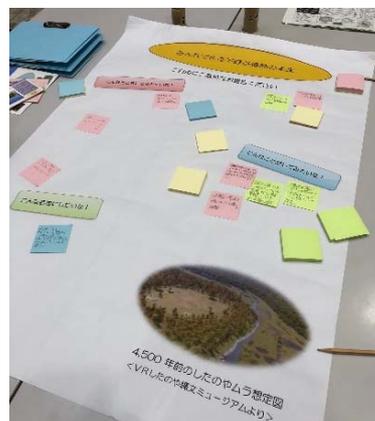
場 所：東伏見ふれあいプラザ

来場者：65 名

③ 意見提出 4 名から 14 件の意見提出（詳細は附編参照）



【パネル展示の様子】



【パネル展示会場での意見募集シート】

## 第2章 計画地の環境

### 1. 自然的環境

#### (1) 西東京市の位置と立地

西東京市は、平成 13 (2001) 年 1 月 21 日、田無市と保谷市が合併して誕生した市で、武蔵野台地のほぼ中央に位置しています。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しており、東西 4.8 km、南北 5.6 km で面積は 15.75 km<sup>2</sup> です。

東西に横断する主要幹線道路や鉄道路線により都心へのアクセスが良好であり、早くから東京の住宅都市として発展してきました。

市の南東部に位置する下野谷遺跡の最寄り駅は西武新宿線東伏見駅であり、新宿から約 30 分で訪れることができ、都心からのアクセスは良好です。



図 6 西東京市の位置

#### (2) 下野谷遺跡の位置と立地

下野谷遺跡は、東京都西東京市東伏見二丁目、三丁目、六丁目に所在し、遺跡の東側は練馬区と接し、遺跡の東端からは南に約 250m で武蔵野市に接します。

石神井川の上流部の南岸の台地上から低地部にかけて立地しており、遺構や遺物が多く出土する遺跡の主要地域は、地形区分で武蔵野面と呼ばれる台地上にあります。

主要部が立地する台地は、東西約 500m 南北約 300m であり、周辺地域では稀な広く独立した、見晴らしも日当たりも良い場所です。この台地は、西側が市立東伏見小学校のある低位面へと下るやや急勾配な坂、東側が練馬区との市境にある練馬区立武蔵関公園へ下る緩やかな坂、北側が

石神井川の崖線で区切られます。南側は、現在、青梅街道に向かって緩やかに下降していますが、これは道路築造の影響もあるようで、本来は下野谷遺跡公園の南が最も標高が高い58mとなります。下野谷遺跡の範囲は、石神井川を望む台地の全域に西側の低地部を加えた範囲で、東西約750m、南北約300mの約134,000㎡にも及びます。

史跡下野谷遺跡は、この台地を刻む小谷で区切られた西側台地上に立地しています。

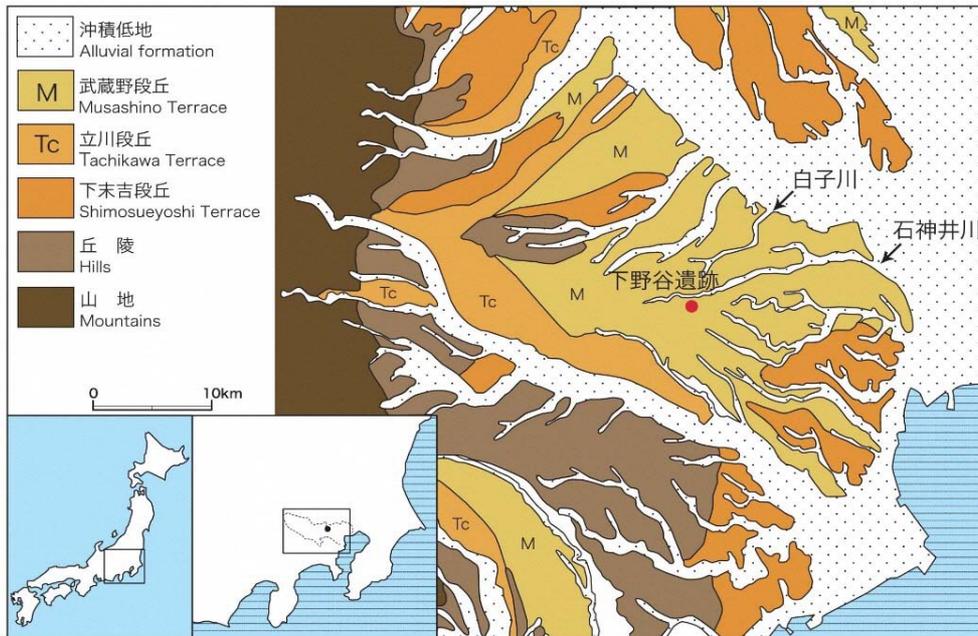


図 7 武蔵野台地の地形と下野谷遺跡の位置

出典：『国史跡下野谷遺跡（リーフレット）』第4版

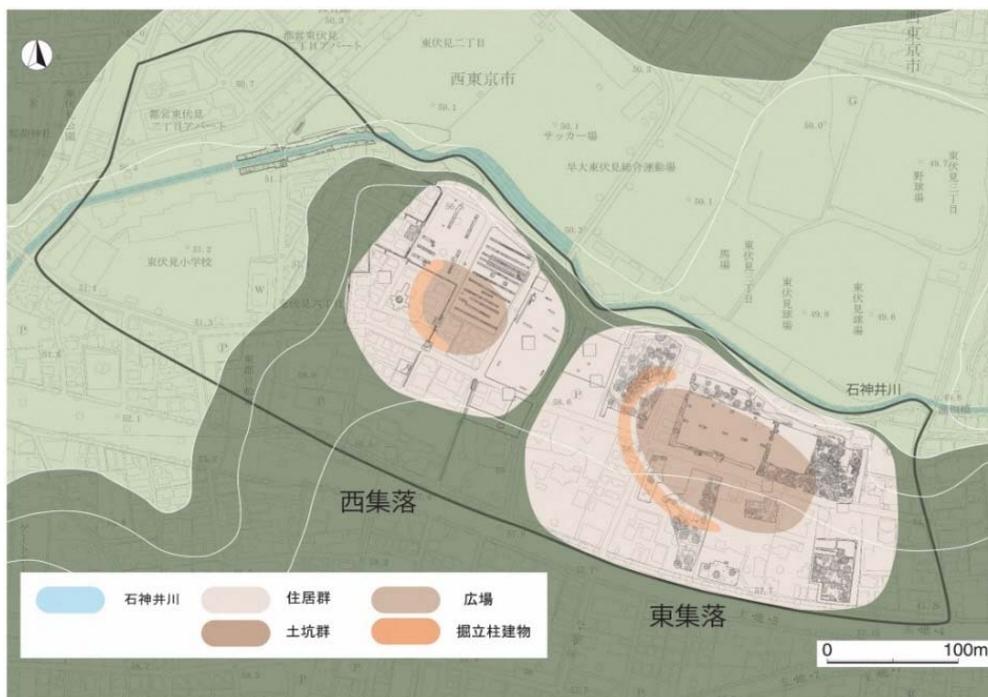


図 8 下野谷遺跡全体図

## 2. 歴史的環境

### (1) 下野谷遺跡の歴史的環境

下野谷遺跡は旧石器時代から人々の活動の痕跡の残る複合遺跡です。

旧石器時代は約 30,000 年前の地層から剥片製の石器が出土しており、約 27,000 年前の最寒冷期には、石器を製作した跡と石蒸し料理などが機能として想定されている礫群\*が多数見つかっており、季節などによって移動を繰り返す生活をしていただと考えられる人々がたびたび訪れる場所だったと想定されています。

縄文時代には、早期と中期を中心に生活痕跡が確認されています。

早期には、屋外炉とも考えられる多数の炉穴が発見されており、台地上に広く人々の活動の痕跡が読み取れるようになりますが、前期の遺構\*は発見されておらず、遺物\*が崖線寄りで見られるのみです。

中期は、下野谷遺跡を最も特徴付ける時代であり、遺跡の主要部となる東西 500m南北 300mに及ぶ台地上では、ほぼ全域から遺構・遺物が出土しています。2つ以上の環状集落を形成していると考えられ、堅穴住居\*、掘立柱建物\*、土坑\*、ピット\*など多数の遺構が見つかっています。

縄文時代中期末から後期になると、これらの集落は急速に衰退していき、後期初頭には、住居跡が一軒しか検出されておらず、下野谷遺跡の縄文集落の終焉と考えられます。

弥生時代から中世初頭にいたっては、下野谷遺跡における人々の活動の痕跡はほとんどありませんが、対岸の下柳沢遺跡では、中世の埋葬に関係すると考えられている地下式墳\*が 50 基以上、群をなして検出されています。

鎌倉時代末期から室町時代初頭には、西東京市域でも、富士見池周辺を始め、北に位置する白子川流域や市域中央の白子川の源流域の一つである谷戸地域などに初期村落があったと考えられます。

近世には上保谷村、下保谷村、田無村など明確な村落組織がみられます。下野谷遺跡周辺は上保谷村に属し、街道の跡や畑の畝跡が見つかっています。この辺りでは、ホテルの舞うのどかな風景が昭和初期まで見られました。

下野谷遺跡の一部や対岸など、石神井川に沿った広い低地を開発して田が作られていました。

30000 年前	旧石器時代	立川ロームIX層から石器が出土。
27000 年前		石器を作った跡や石蒸し料理の跡(礫群)多数 旧石器時代をとおして、たびたび利用されていた。
13000 年前	縄文時代	
9000 年前		
6000 年前		環状集落 したのやムラ
5000 年前		
4000 年前	後期	
2300 年前 紀元前 紀元後	弥生時代	<以後、中世まで武蔵野の原野(あし原や林)が広がる。>
2 世紀頃	古墳・中世	
14 世紀頃		対岸の下柳沢遺跡(しもやぎざわいせき)に地下式墳(ちかしきょう) = お墓?多数 上保谷村ができる。
16 世紀末 1600 年	近世(江戸)	低地部に田畑の跡 田畑として開拓される。
1868 年	近代(明治・大正・昭和・平成)	
1889 年		保谷村ができる。
1943 年		中島飛行機武蔵製作所の 工場寮ができる。 第二次世界大戦終結
1945 年		保谷市ができる。
1967 年		下野谷遺跡 第 1 次調査
1973 年		田無市と合併し西東京市となる。
2001 年		遺跡公園ができる。
2007 年	下野谷遺跡 第 22 次調査	
2011 年	国史跡に指定される。	
2015 年		

\*年表の長さは、時間の長さとは異なります。

図 9 下野谷遺跡の歴史年表

当時、市内には水田が少なく、この地域の「田」は珍しい存在であったといえます。対岸の下柳沢遺跡では、石神井川から田へ水を引く水車も発見されています。

下野谷遺跡は、近代の戦争に関連する遺跡としても重要です。第2次世界大戦時には、下野谷遺跡の南隣の武蔵野市にあった中島飛行機武蔵製作所の工員寮などの付属施設が下野谷遺跡の範囲内に建ち、工場を標的とした空襲の余波も受けました。現在、下野谷遺跡に隣接する東伏見稻荷神社には、中島飛行機武蔵製作所で被災した人々の慰霊碑があります。

戦後は、市域がベッドタウンとしての発展を遂げる中、石神井川やみどりに恵まれた、早稲田大学や東伏見小学校などのある文教地区として急速に宅地化が進みました。そうした中、市民による下野谷遺跡の保存運動の機運が高まり、平成19(2007)年には、下野谷遺跡公園が開園し、市の歴史を感じる文化とみどりの憩いの場となっています。

## (2) 周辺の遺跡

### ◇下野谷遺跡周辺の遺跡—富士見池遺跡群

下野谷遺跡が立地する武蔵野台地では、水が豊富に湧く地点がいくつかあり、それを源流に中小河川が流れています。そういった湧水地点には旧石器、縄文時代を中心とした遺跡群が形成されていることが多く、その中には、河川流域の拠点となる大集落遺跡が含まれています。下野谷遺跡周辺では、下野谷遺跡の東側境界に接する練馬区の富士見池周辺に遺跡群が形成され、西東京市域には下野谷遺跡、練馬区側には富士見池遺跡群と呼ばれる、旧石器時代・縄文時代を中心とするいくつもの遺跡が連なります。

史跡整備には、これらの周辺遺跡との関係を示す工夫が求められます。



図10 下野谷遺跡と周辺の遺跡

### ◇石神井川流域に密集する遺跡（旧石器時代～近世）

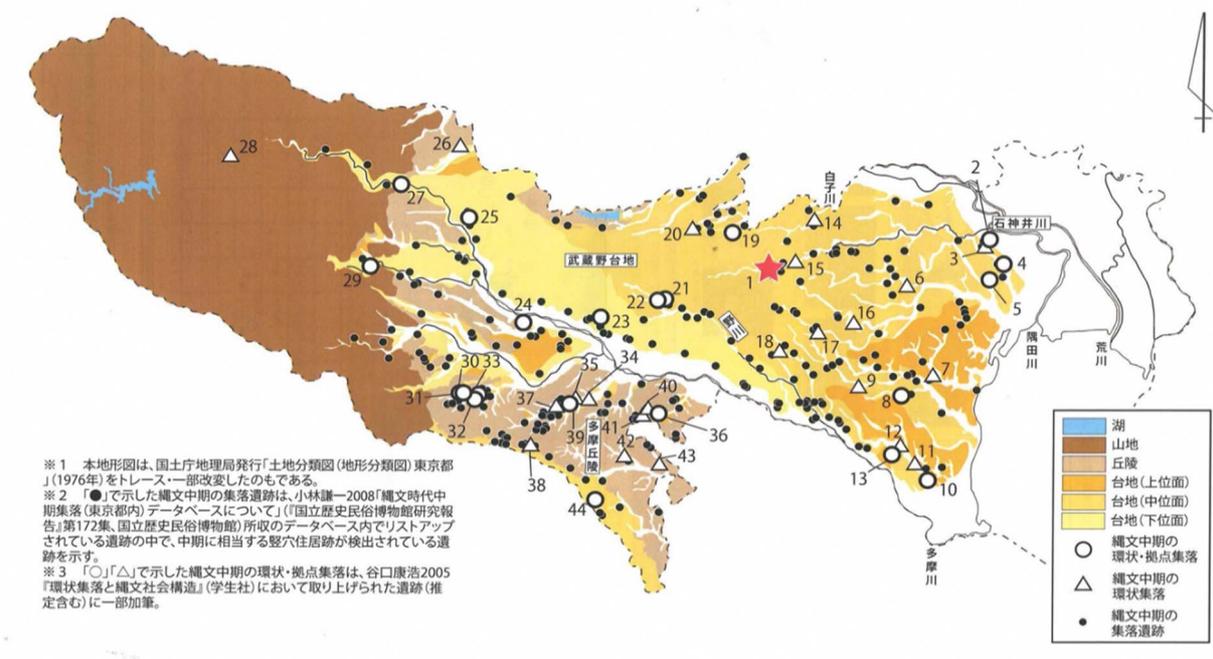
下野谷遺跡で、旧石器時代、縄文時代の遺構や遺物が多く見つかるのも、豊かな水の恩恵と考えられます。下野谷遺跡の北を流れる石神井川流域は、国内でも有数の遺跡密集地帯であり、河川沿いに遺跡が分布しています。そういった多くの遺跡、特に縄文時代中期の集落の拠点遺跡として重要な役割を担っていたのが下野谷遺跡です。

石神井川の流域には小平市鈴木遺跡など旧石器時代の遺跡も多く分布しています。西東京市域にも下野谷遺跡の調査で先駆的な役割を果たした瀧澤浩氏により、日本の旧石器時代研究の最初期、昭和31（1956）年に発見された坂下遺跡があり、下流には南関東で最初に発見、調査された板橋区茂呂遺跡など多くの遺跡が連なります。

旧石器時代の遺跡と同様に縄文時代の遺跡も連綿と残されています。住居跡の残るいわゆる集落遺跡は、下野谷遺跡より上流からは発見されていませんが、川を下れば縄文時代中期の集落跡である練馬区扇山遺跡、その対岸には城山遺跡があります。その先には、石神井台遺跡がある三宝寺池、池淵遺跡、堀北遺跡、中村橋遺跡など縄文時代中期の遺跡があります。さらに下流でも、遺跡が連綿と続き、貝蒸し遺構などが発見されている北区中里貝塚などが立地する東京低地に達します。

### ◇武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡

武蔵野台地には、河川流域を中心に縄文時代集落が多数分布しており、それぞれの河川に拠点的な環状集落が残されています。下野谷遺跡は石神井川沿いの遺跡群の拠点となる集落であり、武蔵野台地では最大、南関東地方でも最大級の規模を誇る集落遺跡です。



- 1: 下野谷遺跡、2: 御殿前遺跡、3: 七社神社前遺跡、4: 動坂・神明町貝塚、5: 小石川植物園内遺跡、6: 落合遺跡、7: 鶯谷遺跡、8: 明治薬科大遺跡、9: 桜木遺跡、10: 千鳥窪遺跡、11: 雪ヶ谷貝塚、12: 諏訪山遺跡、13: 奥沢台遺跡、14: 八ヶ谷戸遺跡、15: 扇山遺跡、16: 松ノ木遺跡、17: 下高井戸塚山遺跡、18: 三鷹五中遺跡、19: 自由学園南遺跡、20: 新山遺跡、21: 恋ヶ窪東遺跡、22: 恋ヶ窪西遺跡、23: 向郷遺跡、24: セツ塚遺跡、25: 山根坂上遺跡・羽ヶ田上遺跡、26: 丸山遺跡、27: 駒木野遺跡、28: 下野原遺跡、29: 留原遺跡、30: 神谷原遺跡、31: 宇津木台遺跡D地区、32: 滑坂遺跡、33: 小比企向原遺跡、34: TNTNo.67遺跡、35: TNTNo.446遺跡、36: TNTNo.72・796遺跡、37: TNTNo.107遺跡、38: TNTNo.939遺跡、39: TNTNo.471遺跡、40: TNTNo.520遺跡、41: TNTNo.46遺跡、42: 野津田上の原遺跡、43: 鶴川遺跡J地点、44: 忠生遺跡群（A・B）

出典：『国史跡下野谷遺跡（リーフレット）』（作図：大綱信良）

図 11 武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡と環状集落

### 3. 社会的環境

---

西東京市域の大部分は昭和の時代まで、都心に近い農村地帯でしたが、道路整備や電車をはじめとする交通機関の整備によって都心へのアクセスが向上し、都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。また、近年では、大きな工場の撤退が続く一方で、駅周辺や街道筋などを中心に高層マンションや分譲住宅などが建設されており、農村景観は一変しました。

#### (1) 人口

平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳によると、本市の総人口は 202,817 人、世帯数は 97,350 世帯です。面積は東京都内の 26 市の中で 15 番目の大きさですが、人口密度は 2 番目<sup>※</sup>と高く、比較的狭い土地に多くの住民が居住していることが特徴的です。

本市の人口の推移としては、「西東京市人口推計調査報告書(平成 29 (2017) 年 11 月)」では、平成 34 (2022) 年の 202,532 人まで増加し、その後、ゆるやかに減少すると推計されています。

推計の基準年(平成 29 (2017) 年)から 10 年後の平成 39 (2027) 年には 201,497 人と基準年をやや上回るものの、20 年後の平成 49 (2037) 年には 196,516 人となり、基準年を下回ります。また、平成 34 (2022) 年以降、市の人口が減少する中、老年人口(65 歳以上の人口)は一貫して増加し、高齢化率(総人口に対する老年人口の割合)は、平成 29 (2017) 年の 23.7%から、平成 39 (2027) 年には 25.6%、平成 49 (2037) 年には 31.0%になると見込まれています。

なお、史跡が所在する東伏見地区(東伏見一丁目～六丁目)の人口は 5,141 人、世帯数は 2,750 世帯です(外国人を含めた集計、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日現在)。

※(出典) 東京市町村自治調査会「多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2017  
(平成 29 年版)」平成 30 (2018) 年 3 月

#### (2) 交通

下野谷遺跡は、西武新宿線の東伏見駅(新宿から約 30 分)から徒歩約 7 分の距離にあります。遺跡の南側は青梅街道に面しており、西側には調布保谷線が通っています。これらの道には JR 中央線吉祥寺駅、三鷹駅からの公共バスと市コミュニティバス「はなバス」の停留所があります。

広域アクセスには恵まれていますが、史跡周辺の道路には大型バスは入ることができず、また駐車場がない状況となっています。

### (3) 周辺の主な文化財

下野谷遺跡の周辺には、氷川神社、東伏見稻荷神社をはじめとした文化財が点在しており、これらの一体的な活用を検討していく必要があります。



図 12 史跡周辺の主な文化財

### (4) 周辺の文化的要素

周辺地域は、小学校や大学などがある文教地区です。また、西武柳沢駅前には柳沢公民館・柳沢図書館があり、学校教育や社会教育との連携が重要となる地域です。

### (5) 史跡に関連する団体等

現在の下野谷遺跡公園を整備する際に結成された「下野谷遺跡保存協議会」をはじめとした協力団体とともに、駅周辺の商店会など地元の協力も得ながら活用事業を実施しています。

毎年、秋に下野谷遺跡公園で行っている「縄文の森の秋まつり」は、これら協力団体の力で運営されており、今後のさらなる活用を考える上でも貴重な存在となっています。

## 第3章 史跡の概要及び現状

### 1. 史跡指定の状況

---

#### (1) 指定内容

指定名称 史跡下野谷遺跡

所在地 西東京市東伏見六丁目 272 番 5、272 番 9、272 番 12、272 番 47、272 番 49、272 番 51、272 番 59、272 番 69、273 番 1、273 番 3、273 番 4、273 番 10、273 番 13、273 番 32、273 番 49、273 番 50、273 番 52、273 番 54、273 番 55、274 番 5、274 番 8、274 番 9、282 番 1、273 番 36

指定面積 13,215.50 m<sup>2</sup> (指定後地籍更生登記、追加指定分を含む)

指定履歴 史跡指定：平成 27 (2015) 年 3 月 10 日付官報  
号外第 50 号 文部科学省告示第 38 号  
追加指定：平成 28 (2016) 年 3 月 1 日付官報  
号外第 46 号 文部科学省告示第 35 号  
追加指定：平成 29 (2017) 年 2 月 9 日付官報  
号外第 26 号 文部科学省告示第 13 号  
追加指定：平成 30 (2018) 年 2 月 13 日付官報  
号外第 29 号 文部科学省告示第 18 号  
追加指定：平成 31 (2019) 年 2 月 26 日付官報  
号外第 36 号 文部科学省告示第 26 号

#### (2) 指定理由 (文化庁文化財部監修『月間文化財』より転載)

##### ◇史跡指定 (平成 27 (2015) 年 3 月 10 日)

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川右岸の台地上の先端部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉に属する環状集落跡である。

この遺跡は、戦前から縄文土器が採集される坂の上の遺跡として「坂上遺跡」と呼称されていたが、保谷市教育委員会 (現・西東京市教育委員会) が実施した昭和 48 (1973) 年度から昭和 50 (1975) 年度までの遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を契機に、小字名から「下野谷遺跡」という名称に変更され現在に至っている。その後、平成 3 (1991) 年度以降に頻発した宅地開発や下水道工事に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模な環状集落であることが判明すると、遺跡の保護を求める動きが活発になった。そこで、西東京市教育委員会では、平成 19 (2007) 年度には遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った。その後、西東京市教育委員会は遺跡全体の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 21 (2009) ~23 (2011) 年度まで実施した結果、土坑(どこう)群・竪穴(たてあな)建物群・掘(ほっ)立柱(たてばしら)建物群によって構成される直径 150 メートルの環状集落であることが判明した。

この遺跡の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置され、さらに掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が、環状集落の西側に土坑群と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される。なお、この遺跡では、これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物 107 棟、土坑 166 基が確認されている。遺物は、縄文土器については、縄文時代中期前葉の五領ヶ台(ごりょうがだい)式から後期初頭の称名寺(しょうみょうじ)式まで連綿と出土するが、環状集落の主要な時期を構成するものは中期中葉の勝坂(かつさか)式から中期末葉の加曾利(かそり)EⅣ式である。また、石器としては、石(せき)鍬(ぞく)・石(せき)匙(ひ)・磨製石(せき)斧(ふ)・打製石斧・石皿・磨(すり)石(いし)などが多数出土している。

この下野谷遺跡の谷を挟んだ東側には、東西 300 メートル、南北 180 メートルの範囲に、ほぼ同時期に属する環状集落が近接する。土坑を囲む環状の竪穴建物群と、環状集落の西側に土坑群と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される掘立柱建物群の構造は下野谷遺跡と類似した構造であり、本来両者は下野谷遺跡西集落と東集落という関係性を有した双環状集落になると考えられる。この東集落については、規模については西集落を凌ぐものであるが、今後遺跡の範囲や内容を精査した上で、保護に関する取り扱いを検討する必要がある。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、その中でも、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有し、中規模河川ごとに縄文時代中期の大規模な拠点集落が、数キロメートルの間隔で密集する。これらの中にあって、下野谷遺跡は規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も極めて良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しい。

このように下野谷遺跡は、関東甲信越に広く分布する縄文時代中期の環状集落の典型例であり、関東南部の環状集落の中では規模は最大級で、その構造も明らかになっており、遺存状態も極めて良好である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 27 (2015) 年 2 月号所収「新指定の文化財」より転載)

#### ◇追加指定 (平成 28 (2016) 年 3 月 1 日、追加指定 平成 29 (2017) 年 2 月 9 日

追加指定 平成 30 (2018) 年 2 月 13 日、追加指定 平成 31 (2019) 年 2 月 26 日)

下野谷遺跡は、武蔵野(むさしの)台地の中央部を流れる石神(しゃくじ)井川(いがわ)右岸の台地縁辺部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉の環状(かんじょう)集落跡である。

この遺跡は、平成 3 (1991) 年以降に頻発した宅地開発等に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模集落であることが判明した。西東京市教育委員会は、平成 19 (2007) 年度に遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った後、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成 21 (2009) 年度から平成 23 (2011) 年度まで実施し、縄文時代中期中葉の勝坂(かつさか)式から中期末葉の加曾利(かそり)E 4 式を主体とする土坑群・竪穴建物群・掘立柱建物群によって構成された直径約 150 メートルの環状集落であることを明らかにした。環状集落の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置される。これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物 107 棟、土坑 166 基を確認している。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳(やつがたけ)南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有する。中でも下野谷遺跡は、規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しいことから、平成27(2015)年に史跡に指定された。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成28(2016)年2月号・平成29(2017)年2月号・平成30(2018)年2月号・平成31(2019)年2月号「史跡の追加指定」より転載、4度の追加指定理由はほぼ同様の内容)

## 2. 史跡の概要

---

### (1) 本質的価値

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に地域の拠点となった大集落遺跡です。縄文時代中期は、安定した生活の中で豊かな文化が育まれた縄文時代の盛行期に当たり、史跡下野谷遺跡はその時期の集落遺跡を代表する遺跡として、縄文文化や人類史の研究には欠かすことができません。

都心部に残され、自然に育まれた縄文のムラである史跡下野谷遺跡のもつ、本質的な価値(事実から導きだされる普遍的な価値)は大きく以下の5点にまとめられます。

#### ① 典型的な構造が明らかな大規模環状集落

史跡下野谷遺跡の集落は、直径が150mを超え、中央には東西70m、南北50mの範囲で墓と考えられる土坑群が密集し、それを取り囲むように竪穴住居が配置されています。さらに、土坑群と住居の分布の境界近くには、掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が半月形にあり、建物が土坑群に沿った形で配置されています。

この構造は、縄文時代中期に関東甲信越に広く分布する環状集落の典型であり、規模も大きいです。

#### ② 縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落

史跡下野谷遺跡の集落の存続期間は、土器型式\*から中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曾利E4式を主体とし、中期前葉の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式まで約1,000年にわたり、連続と続いています。

また土器、石器などの遺物も大量に出土しており、そのなかには遠隔地との交流を示す遺物も多く出土しています。この様相は、地域の拠点となる集落であることを示しています。

史跡下野谷遺跡は、武蔵野台地、多摩丘陵といった関東南部の中規模河川ごとに分布する大規模な拠点集落の中でも規模・内容ともに傑出した存在です。

### ③ 縄文集落の立地を明瞭に示す

遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川の右岸台地上の先端部に位置しています。台地の中央には浅い谷が入り、台地を東西に分けています。崖線下には、現在の石神井川の流れを挟み、縄文時代には沼地状の湿地を呈していたと考えられる低地が広がっています。

台地と低地との高低差がはっきりしており、水場近くの日当たりの良い高台といった縄文時代の集落立地を明瞭に示しているとともに、台地上の谷地形は東西の環状集落を分けた要因と考えられます。また、崖線に茂る緑は、縄文時代の豊かな自然環境を想起させます。

このように、史跡下野谷遺跡を通して、縄文時代の集落の立地と周囲の景観とを理解することができます。

### ④ 隣接する東集落と双環状集落を構成する

史跡下野谷遺跡と谷を挟んだ東側には、東西 300m、南北 180mの範囲でほぼ同時期の類似した構造を持つ環状集落が隣接しています。

両集落は本来、史跡下野谷遺跡（西集落）と東集落という関係性を有しており、大規模拠点集落に特徴的にみることのできる双環状集落を構成していたと考えられます。東集落域に関しては、遺存状態こそ西集落に劣るものの、規模は西集落を凌ぐものであり、両集落の関係は、史跡下野谷遺跡の拠点集落としての特徴をより際立たせています。

### ⑤ 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落

史跡下野谷遺跡は、環状集落のほぼ全域が良好に保存されています。集落遺跡の多くは、開発に伴い実施される発掘調査などにより、その規模や内容が明らかになるため、集落全域の保存と規模や内容の確認・分析が両立できることは極めて稀です。史跡下野谷遺跡は、市民の保護意識の高揚から第1次調査が立案され、当初から保存を視野に入れた調査がなされてきたこと、隣接して拠点集落の性格を補完する下野谷遺跡東集落があり、その調査結果により、史跡の内容理解が促進されてきたことなどから、集落を保護しながら史跡の分析が可能であるという恵まれた状況にありました。

特に開発の著しい都市部において、このように良好な遺存状態を保つ集落遺跡が存在することは稀有なことであり、縄文時代の集落研究にとって貴重な遺跡です。

(2) 構成要素の分布状況

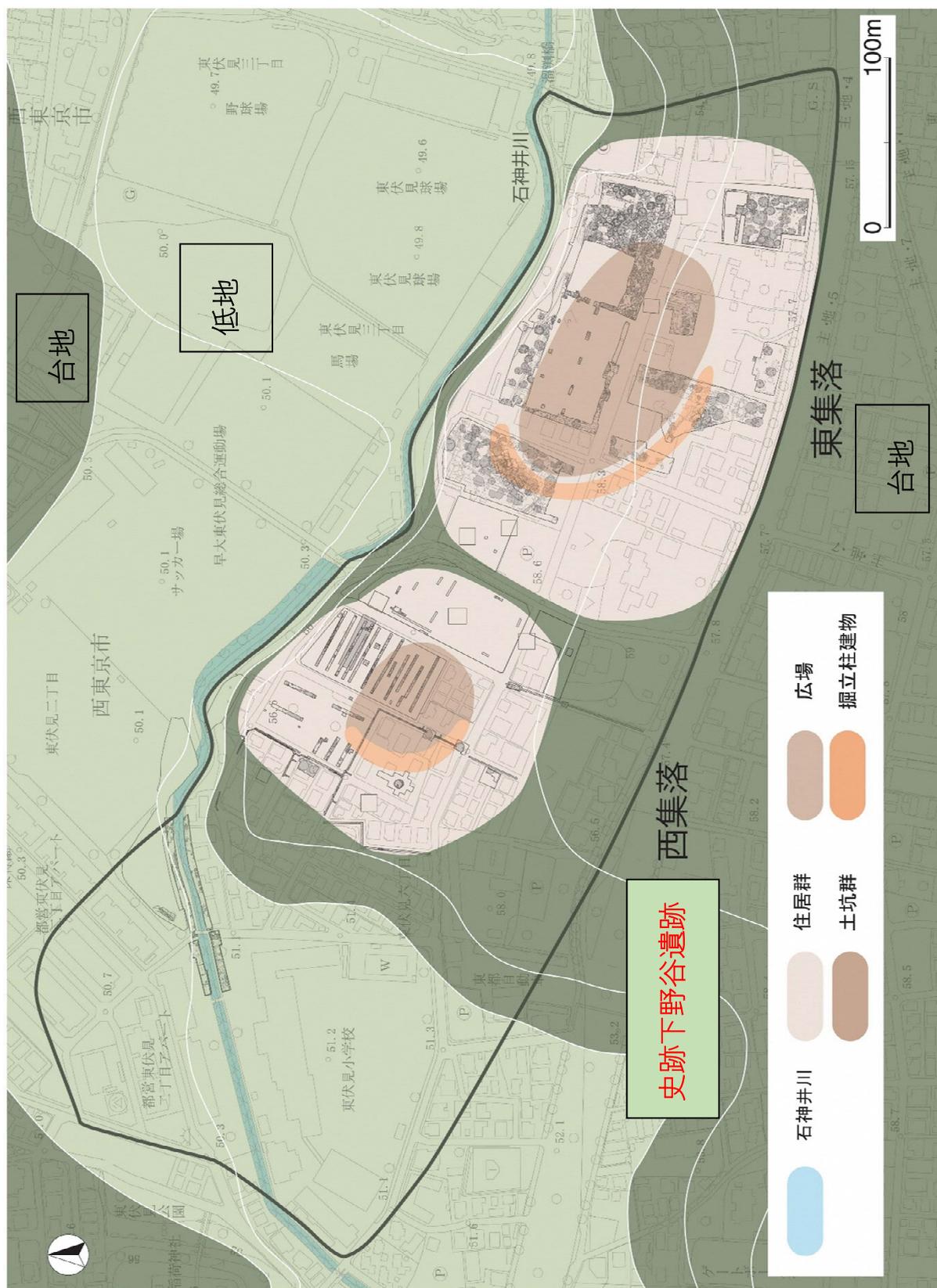


図 13 下野谷遺跡全体図(史跡と周囲の環境)

史跡下野谷遺跡の本質的な価値である「縄文時代中期の典型的な大型環状集落」を構成する要素としては、竪穴住居、掘立柱建物、土坑があります。これらは、これまでの調査や東集落の発掘調査を基に、土坑が密集する広場を中央に、その周辺に、竪穴住居、掘立柱建物が直径約 170 mの環状に配されていると考えられます。

集落の北には石神井川の崖線がせまり、東側の小さな谷を挟んで東集落を望みます。西側は幅広い低地へと下っており、集落の乗る台地は、見晴らし、日当たりの良い場所で、集落の立地には絶好の環境となっています。

整備では、こういった縄文人の選択した立地を示すことができるよう、周辺の景観の保護にも努めながら、構成要素を体験できるように復元し、縄文時代のムラが体感できるような整備を目指します。

現状では、史跡指定地は西集落の一部にとどまっていますが、今後、試掘調査などで集落範囲をより詳細に明らかにし、将来的に西集落の全域を保護・整備していきます。



図 14 西集落（史跡下野谷遺跡）の集落構造

### (3) 史跡指定地の現況

平成31年3月現在、史跡指定地のほぼ全域が公有地となっています。引き続き、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、史跡の追加指定と公有地化に向けた取組を行います。

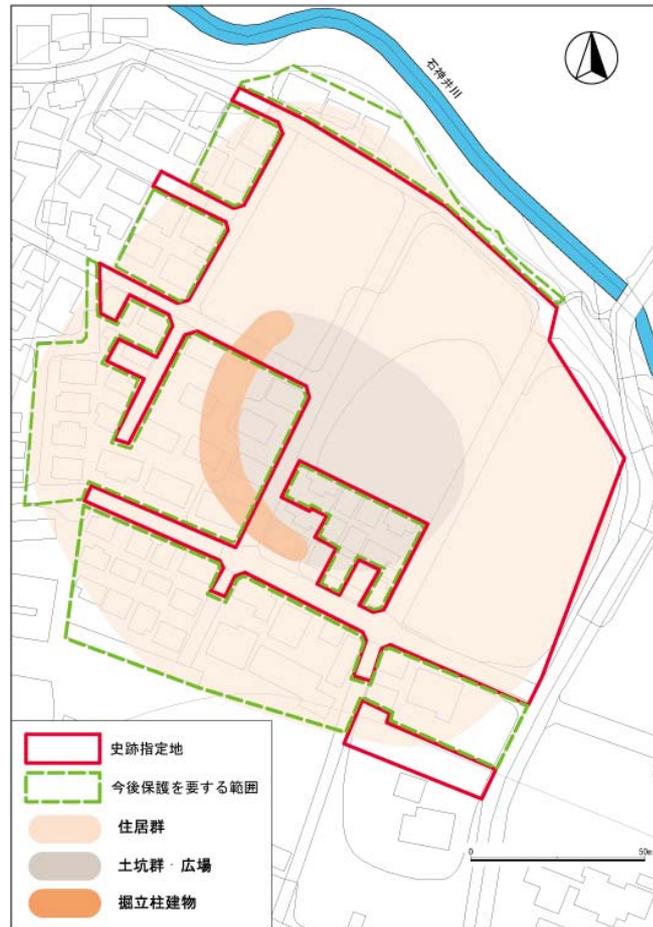


図 15 史跡指定地と今後保護すべき範囲(平成 31(2019)年 3 月現在)

表 2 史跡指定地の土地利用

No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	備考	No.	地番	面積(m <sup>2</sup> )	地目	備考
					13	東伏見六丁目 273番 49	161.00	公衆用道路	
1	東伏見六丁目 272番 5	85.00	山林		14	東伏見六丁目 273番 50	165.00	畑	
2	東伏見六丁目 272番 9	700.35	公衆用道路		15	東伏見六丁目 273番 52	132.00	畑	
3	東伏見六丁目 272番 12	418.00	畑		16	東伏見六丁目 282番 1	304.00	公衆用道路	
4	東伏見六丁目 272番 47	2,115.00	畑	下野谷遺跡公園	17	東伏見六丁目 273番 32	58.83	宅地	平成28年3月追加指定・平成29年3月地積変更(変更前 58.66)
5	東伏見六丁目 272番 49	84.88	宅地	平成31年2月追加指定	18	東伏見六丁目 273番 54	180.00	公衆用道路	273-4から分筆
6	東伏見六丁目 272番 59	88.13	宅地	平成31年2月追加指定	19	東伏見六丁目 273番 55	606.00	公衆用道路	273-4から分筆
7	東伏見六丁目 272番 69	1,057.00	畑	下野谷遺跡公園 国有財産無償貸付契約(財務省)	20	東伏見六丁目 272番 51	84.94	宅地	平成29年2月追加指定・平成29年12月地積変更(変更前84.8)
8	東伏見六丁目 273番 1	2,619.48	畑		21	東伏見六丁目 273番 36	100.32	宅地	平成30年2月追加指定・平成30年9月地積変更(変更前100.03)
9	東伏見六丁目 273番 3	554.13	畑		22	東伏見六丁目 274番 5	28.00	山林	平成31年2月追加指定
10	東伏見六丁目 273番 4	1,858.00	公衆用道路	平成28年10月分筆による地積変更(変更前 2,645)	23	東伏見六丁目 274番 8	72.52	宅地	平成31年2月追加指定
11	東伏見六丁目 273番 10	516.00	畑		24	東伏見六丁目 274番 9	329.92	宅地	平成31年2月追加指定
12	東伏見六丁目 273番 13	897.00	畑			合計	13,215.50		

## コアエリア周辺の現況

西集落の一部が史跡指定地となっており、そのうち、下野谷遺跡公園とその両側の下野谷遺跡用地とを合わせた部分（約 9,500 m<sup>2</sup>）がまとまった範囲で公有地化されています。この地域を「コアエリア」として、先行して整備します。

（平成 31（2019）年 3 月現在）、周辺の現況は、以下のとおりとなっています。



図 16 史跡下野谷遺跡整備予定地現況

### 3. 史跡の整備・活用のための諸条件の把握

#### (1) 史跡の活用状況

史跡は、駅や幹線道路の青梅街道に近く、中高層の建物が建つ開発された地域ですが、大学のグラウンドや公園、神社などに囲まれた閑静な住宅街の中にあります。

史跡の一部は、下野谷遺跡公園として整備されています。市民団体主導で行っている「縄文の森の秋まつり」を始めとした史跡の活用事業のほか、学校教育や公民館等の生涯学習などに活用されています。

都立東伏見公園と練馬区立武蔵関公園とを結ぶ石神井川の散策路沿いに位置しており、日常的には、子どもたちの遊び場、地域住民の憩いの場となっています。

#### (2) 周辺住民等の要望等

##### ◇住民説明会での意見

- ・史跡としての存在感のある整備をしてほしい。
- ・近隣に出土品の展示施設などがほしい。
- ・管理を一元化し、日常の維持管理を工夫してほしい
- ・居心地のよい場所にしてほしい。
- ・排水など、周辺環境の整備もしてほしい。
- ・設備のデザインには工夫してほしい。

##### ◇ワークショップ等での意見

- ・竪穴住居を復元してあるとよい。
- ・下野谷遺跡にアクセスしやすいバスがあるとよい。
- ・出土品に身近に触れられる施設があるとよい。
- ・ベンチなどの休憩所があるとよい。
- ・キャラクターを上手に活用するとよい。
- ・発掘調査のあとが見られるようになるとよい。
- ・発掘体験ができるとよい。

##### ◇「東伏見駅周辺まちづくり懇談会」での下野谷遺跡に関する主な意見

- ・下野谷遺跡公園の整備を早急に進めてほしい。
- ・崖や階段が危険。駅からの道は坂道が危険。まちづくりに活用できていない。
- ・駅から東伏見公園、武蔵関公園、下野谷遺跡公園までの動線の整備と商業の活性化。
- ・観光バスの乗り入れができればよい。

##### 【東伏見駅周辺まちづくり懇談会】

西武新宿線の連続立体交差事業を見据え、踏切が除却された後のまちの将来を考えた「東伏見周辺地区まちづくり構想（平成30（2018）年3月）」を策定するため、東伏見駅周辺の地域住民から委員を募り「東伏見駅周辺まちづくり懇談会」を立ち上げ、意見交換をしてきた。

同構想では、東伏見駅周辺地区の将来像を「石神井川にはぐくまれた里 縄文から未来に続く東伏見～地域資源を活かしたにぎわいと交流がうまれる安全・安心・快適なまち～」としており、下野谷遺跡に関係した意見等を多くいただいている。

### (3) 行政上の諸条件の把握

#### ① 史跡下野谷遺跡保存活用計画

史跡下野谷遺跡の保存・管理・整備に関する基本的な考え方をまとめた計画であり、本計画の基礎となるものです。

主な考え方については「第1章1. 計画策定の沿革」でまとめていますが、史跡の整備に関しては以下の方向を示しています。

#### 『史跡下野谷遺跡保存活用計画』で示した整備の方向

- (1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿
  - ①埋蔵文化財の保護を優先した整備
  - ②遺跡立地、縄文的な風景を「体感」する整備
  - ③ムラでの暮らしを「体験」する整備
  - ④みんなで育て、縄文の知恵を「体得」する整備
- (2) 段階的で面的な整備
- (3) 住民生活に配慮した整備
- (4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備
- (5) 新たな保存・活用拠点の設置検討
- (6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携
- (7) 史跡が結ぶネットワークの整備

#### ② 都市計画

##### ◇用途地域

史跡の位置する遺跡の西半部は第1種低層住居専用地域であり、史跡として今後保護を要する範囲には低層の個人住宅等が建築されているなど、大規模な開発を免れています。

##### ◇計画道路

史跡の周辺地域では、西東京都市計画道路3・4・17号線（東伏見線）が計画されています。

##### ◇都市計画マスタープラン

史跡が所在する東伏見地区は、近接する富士町、保谷町、柳沢とともに「東伏見・西武柳沢駅南部地域」として、地域の将来像を、「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」としています。

##### ◇東伏見駅周辺地区まちづくり構想

「分野別方針3 みどり・水辺・景観の方針」における「地域資源を積極的に活用し、人々がにぎわうまちづくり」において、地域資源を活用した観光・交流の推進、観光・交流に資する施設の整備、美しい景観やみどりと水のネットワーク形成、下野谷遺跡などの地域ブランドの発信として方針の位置付けがあります。

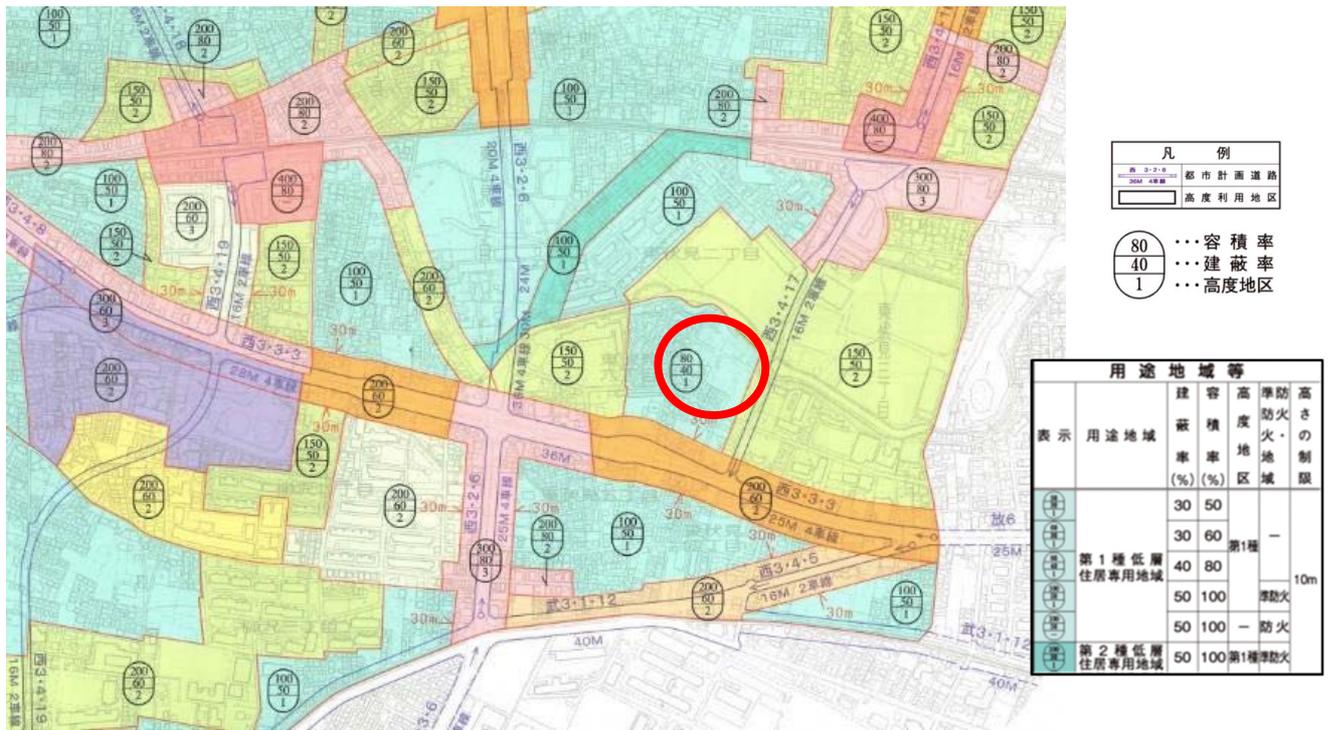


図17 史跡周辺の用途地域

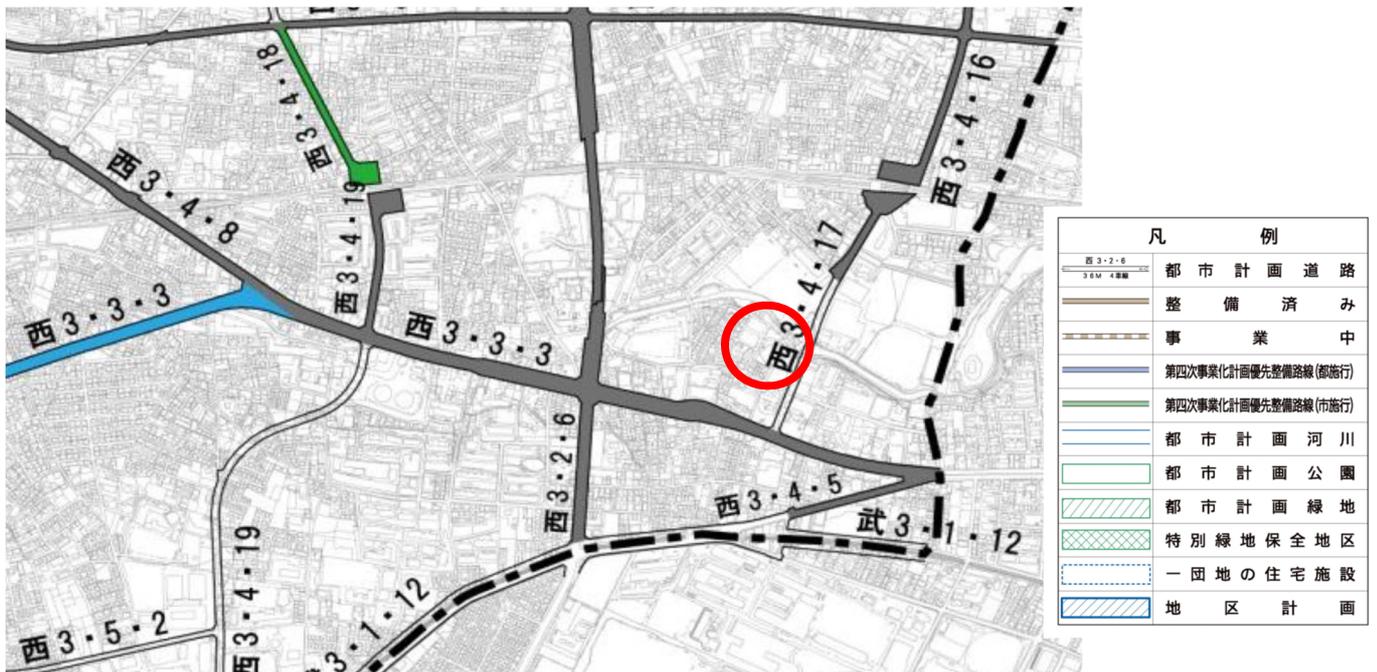


図18 史跡周辺の計画道路

## 東伏見・西武柳沢駅南部地域

### 地域の将来像

「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」～東伏見・西武柳沢駅南部地域～  
石神井川に向かってゆるやかに傾斜する地形的な特徴を活かした地域づくりを目指します。石神井川や農地・都立東伏見公園をはじめとする公園の保全・整備により、みどりと水に親しめるまちの形成を目指します。学校のグラウンドや社寺、福祉施設などの多様な施設の存在を活かして、健やかに暮らせる健康的なまちづくりを目指します。

### 東伏見駅周辺地区 将来のまちのイメージ及び分界別方針

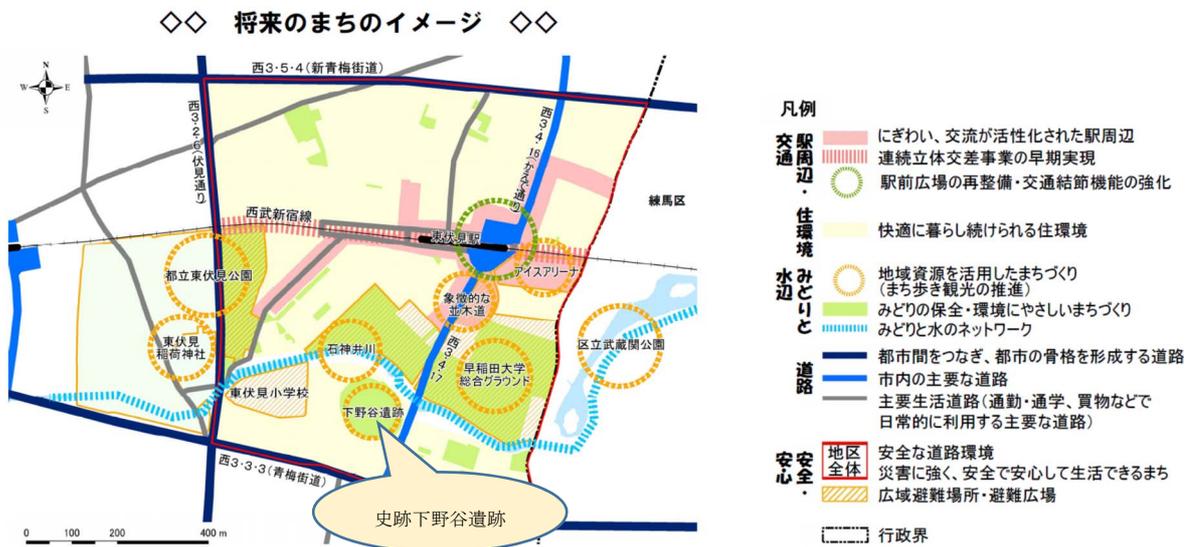


図 19 「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」より

### ③ みどり重点スポット

西東京しみどりの基本計画（平成 16（2004）年策定）では、史跡のある東伏見・西武柳沢駅南部地域の概算緑被率（緑におおわれた土地の割合）は 23%であり、市の平均 29%を下回っています。しかし、同計画で東伏見・石神井川周辺はみどりのシンボル拠点（緑化重点スポット）と位置付けられており、その後、石神井川の整備や都立東伏見公園の整備などが進んでいます。

また、同計画には、史跡の立地する石神井川沿いの緑の保全も挙げられており、今後はそれに加え、史跡の景観を補完する大切な要素として、その植生なども含めて考えていく必要があります。

#### 4. 史跡整備に向けた課題の整理

次章以降で示す整備の理念や方針、基本計画において課題となる点を、以下のとおり整理します。第5章の各項では、これらの課題を解決する具体的な方法を個別計画にあたる各節の中で述べます。

表3 整備における課題

課題		解決のための計画 (○数字は第5章の節の数字に対応)
全体方針に関わる課題		
	史跡指定地は、今後保護すべき範囲（西集落）の全域に及んでいない。	【1. 全体計画】 【2. 史跡保存】
	史跡指定地には、下野谷遺跡公園、市道、下野谷遺跡用地があり一体的な整備がなされていない。	【1. 全体計画】
	現況では「縄文らしさ」「史跡らしさ」を感じられない。	【1. 全体計画】 【7. 遺構表現】 【8. 景観・植栽】
	史跡指定範囲外に双環状集落を構成する東集落がある。	【6. 案内・解説等】 【13. 活用】
	崖線部は指定候補地に入っていないが、バッファゾーンとして一体的に考える必要がある。	【1. 全体計画】 【11. 周辺環境】
史跡の保存・調査に関わる課題		
	整備においては史跡の保存を第一に考えなければいけない。	【2. 史跡保存】
	史跡指定地の東の擁壁が老朽化しており、史跡の保護にも影響する可能性がある。	【2. 史跡保存】
	西集落においては、復元整備のための調査・分析が不足しており、全体像が見えにくい。	【3. 調査等】
史跡地内の整備に関わる課題（造成・動線）		
	現況の地形は、縄文時代の古地形とは異なる。	【3. 調査等】 【4. 地形造成等】
	下野谷遺跡用地は、盛土をしたのみで土砂の流出等の問題がある。	【4. 地形造成等】
	給排水設備の見直しをする必要がある。	【4. 地形造成等】
	整備予定地内の市道は生活道路として使用されており、整備後も機能確保が必要である	【5. 史跡内動線】
	集落の立地が体感できる動線の工夫が必要である。	【5. 史跡内動線】
	復元ゾーンには縄文を感じる景観を損なわない整備が必要である。	【5. 史跡内動線】

課題	解決のための計画 (○数字は第5章の節の数字に対応)
史跡の正式な標識・標柱がない。	【6. 案内・解説等】
説明板が不足しており、既存のものも老朽化している。	【6. 案内・解説等】
既存のVRは、下野谷遺跡公園にのみ対応している。	【6. 案内・解説等】
環状集落をイメージするためには複数の遺構を表現したほうが良い。	【7. 遺構表現】
現存の竪穴住居の模型はサイズが実寸の3分の2のスケールとなっており、老朽化も進んでいる。	【7. 遺構表現】
史跡と周辺環境整備等に関わる課題	
現在の植生が縄文時代の景観にそぐわない。また植栽の配置が集落の構造と合っていない。	【8. 景観・植栽】
近隣住民の生活や安全に、より配慮した植栽が求められている。	【8. 景観・植栽】 【9. 安全・快適】 【11. 周辺地域】
下野谷遺跡用地には樹木がなく、日陰や休める場が少ない。	【9. 安全・快適】
史跡が住宅地に所在しており、住環境への配慮が必要となる。	【9. 安全・快適】
トイレが整備予定地の中央にある。多目的トイレのみで数が少ない。	【9. 安全・快適】
夜間は暗く、安全性への配慮が必要になる。	【9. 安全・快適】 【11. 周辺地域】
史跡指定地の東側に隣接して都市計画道路の計画があるが、現在は大型バスがアクセスできる道路がない。また、周辺に駐車場がない。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】
史跡へのアクセスを示す看板等が不足している。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】 【12. 地域活用】
史跡指定地には、整備予定地のほか、追加指定地の取得による飛び地状の部分や生活道路がある。	【10. アクセス】 【11. 周辺地域】
周辺のみどりや石神井川は縄文時代の集落生態系に大切な要素である。	【11. 周辺地域】
活用・管理・運営に関わる課題	
他の文化財や地域資源などとの連携が不足している。	【12. 地域活用】
市民活動は活発だが、市民協働の体制・システムが未整備である。	【13. 活用】
地域全体で史跡を活かす仕組みが必要である。	【12. 地域活用】 【13. 活用】
史跡の魅力を高め、発信する仕掛けが必要である。	【12. 地域活用】 【13. 活用】
史跡周辺に展示や管理、活用の拠点となるガイダンス施設がない。	【13. 活用】 【14. 公開・活用施設】
下野谷遺跡公園、下野谷遺跡用地、道路で管理部署が分かれている。	【15. 管理・運営】

## 第4章 史跡下野谷遺跡整備の理念と方針

### 1. 『史跡下野谷遺跡保存活用計画』に示した考え方

---

#### 「縄文から未来へ したのやから世界へ」

史跡の保護では、国民共有の財産である史跡の本質的価値を構成する要素を保存し未来に継承することが重要です。加えて、その多様な価値や魅力を顕在化して広く社会に示し、現代につながり文化や人の心を豊かにし、また、史跡を核とした地域活性化や地域連携を推進することも重要です。これらの活動の中で遺跡保護の意識が高まり、貴重な文化遺産として愛され、守られていく史跡へと成長していきます。

史跡下野谷遺跡においては、縄文時代中期のムラ、その中で育まれた縄文文化や縄文の知恵、人や社会のつながり、それらを支えた立地やみどりなどの環境を未来に継承することが求められます。

また、下野谷遺跡は都市部に残された貴重な遺跡であり、遺跡の価値評価や保護活用には地域住民をはじめとした多くの人々が積極的に参加しており、今後も人やまちとともに成長する遺跡となることが期待されます。都市部における遺跡の保存や整備には、住宅密集地であるため課題もある一方で、人口の多さは多様な興味、関心を持つ人々の存在や、遺跡と関わる人の多さにつながる可能性があります。また、遺跡への国内外からのアクセスの良さ、研究機関や商業施設等が周辺に多く存在する立地などは、遺跡の活用において大きなメリットとなります。

史跡下野谷遺跡は、都市部にある遺跡をどのように保存、活用、整備していくかといった課題や方法などを考える「都市型の遺跡保護\*」のモデルとなりうる史跡です。

これらのことを踏まえ、保存活用計画では、保存と活用のコンセプトを「縄文から未来へ したのやから世界へ」としています。さらに、下野谷遺跡が目指すべき5つの将来像を提示し、その実現のためには「保存」「活用」「整備」が歯車のようにかみ合う必要があることを述べています（第1章に前掲）。

本章では、整備のテーマを設定した上で、5つの将来像の実現に向けた整備の理念と方針をまとめ、次章において整備の具体的な方法の詳細を示します。

## 2. 整備のテーマと理念・方針

---

### 「みんなで作る、つなげる都市部の縄文空間」

史跡の整備は、史跡の本質的価値の確実な保存と継承とを軸にした上で、遺跡に特有の価値や状況に合わせて考えていく必要があります。

下野谷遺跡の場合、前述のように、地域の拠点となる大集落の全域が都市部に残されていることが価値の一つであり、それが多くの人の手で残され、活用されてきたことが更なる価値であると考えられます。そのため、まずは縄文時代の典型的な集落の復元を目指します。

拠点集落は、縄文人が長期にわたり、自然に手を加え、集落だけでなく、周囲の環境も生活に適したものに作り変えていった結果です。このように縄文人が生活のために、手を加えて作り上げた環境を「縄文里山\*」と呼ぶことがあります。下野谷遺跡の整備では、都市の生活と共存した形で、縄文の集落生態系\*「縄文空間（縄文里山）」を復元することを目指します。縄文のムラと自然をつなぐものが「里山」であり、史跡と現代社会をつなぐものが「まち」という考え方で、これらの整備を行っていきます。自然と共存した持続可能な生態系の復元は、地域住民の憩いの場ともなります。



下野谷遺跡の集落想像図（「VR 下野谷縄文ミュージアム」より）

また、積極的な活動が市民の手によって行われてきていることも価値の一つであり、整備の重要な要素となります。都市部におけるメリットである、関われる人の多さを活かすためには、整備に関わる情報を積極的に発信、共有し、常に人々が関わっていることが必要です。縄文時代に縄文人が集い、多くの人の手で作り上げた縄文空間（縄文里山）を、現代に多くの人の手でもう一度作り上げるといふ考えのもと、市民が主役となる整備・活用を推進していきます。

具体的には、造成などの基盤整備は行政が行いますが、それと並行して市民が整備や活動のアイデアを出し合い、竪穴住居の一部などの建築復元を行うなど、新たな人のつながりをつくるとともに、史跡を育て、未来につなげていきます。

さらに、遺跡へのアクセスの良さを活かし、都市部では味わうことの難しい縄文空間（縄文里山）を形成することで、人を呼び込み、まちのさらなる賑わいの創出にもつながる整備を行います。

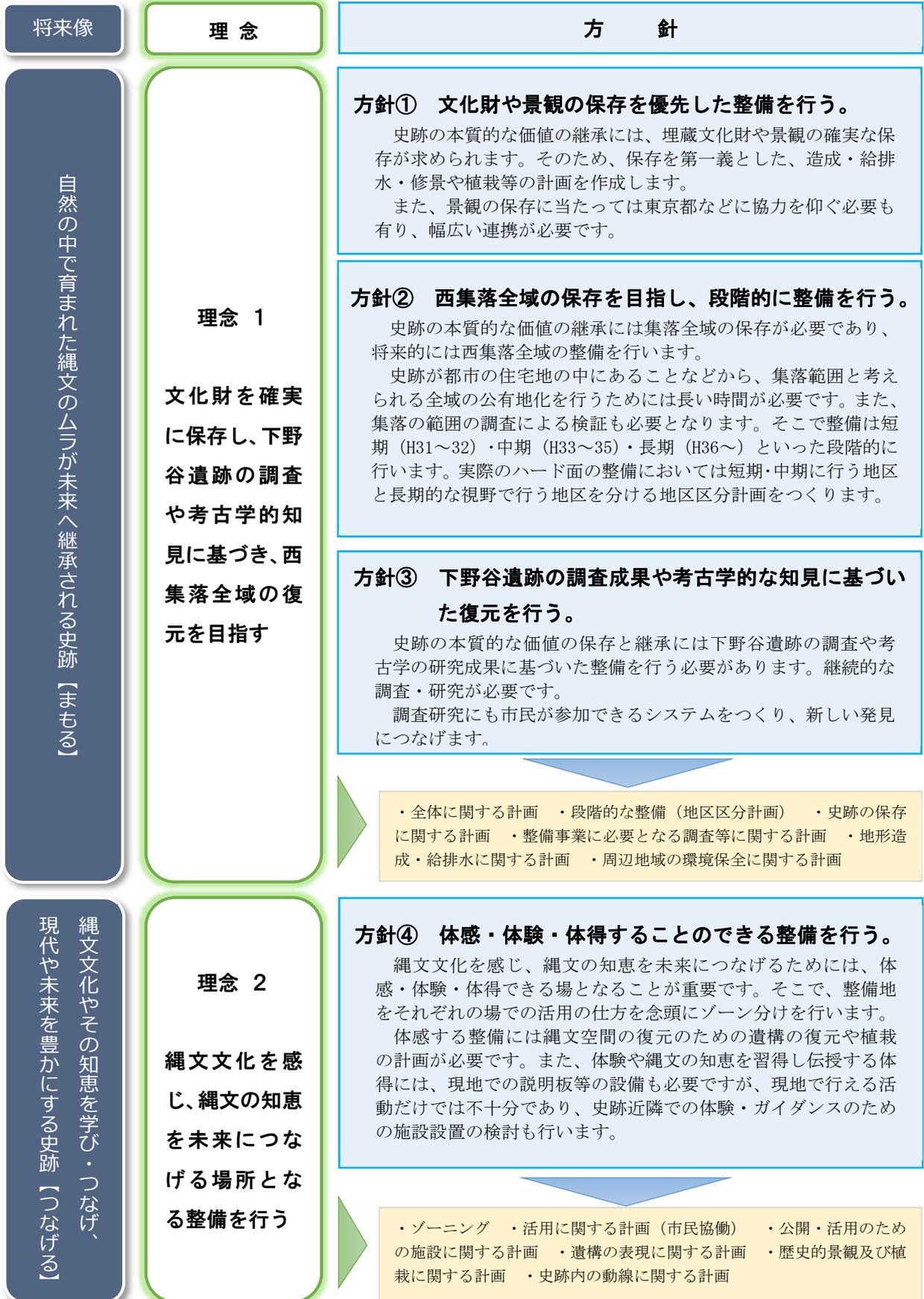
そこで、整備のテーマを「**みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間**」とし、下野谷遺跡で最も住居跡が多く見つかっている縄文時代中期の一時点での西集落の縄文空間（縄文里山）を多くの人の関わりの中で整備していきます。

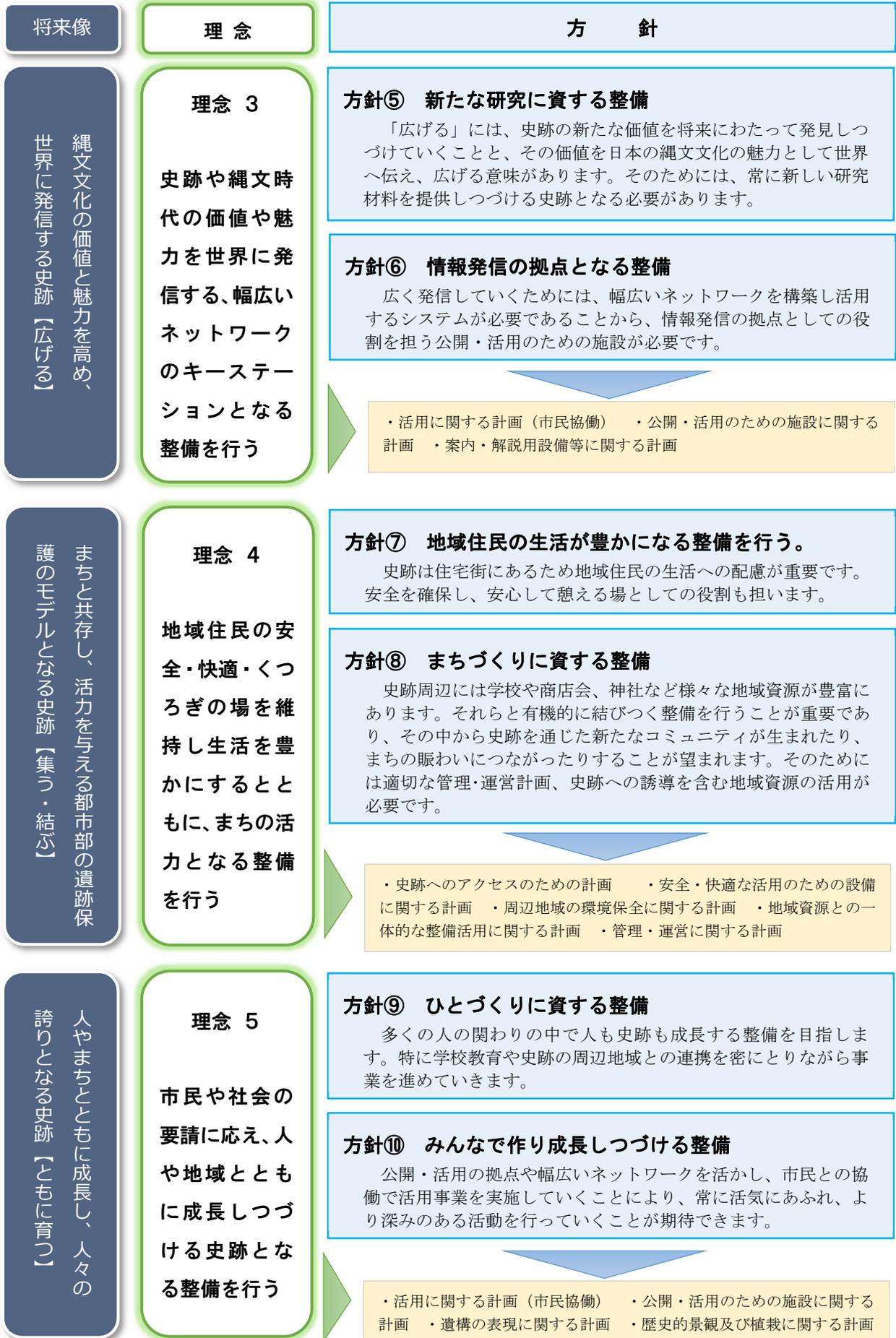
整備により史跡を確実に保護し、またともに整備を行うことや整備地を活用した事業を通して、史跡の本質的価値を未来につなぎ、広く世界へも発信するキーステーションとしていくことを目指していきます。

以下に、保存活用計画で示した5つの将来像を確実に実現していくための整備の理念と方針を提示し、それが第5章のどの計画で主に実行されていくかをまとめます。



図 20 縄文空間(里山)と整備イメージ図





## 第5章 史跡下野谷遺跡整備基本計画

第4章でまとめた整備のテーマ・理念・方針に沿って、第3章で整理した課題を解決しながら整備を具体的に実行するための方法を示します。

整備は段階的に行うため、本章では、全体に関する長期的な展望に立った将来像にも触れながら、主として短期・中期計画で行う整備についてまとめます。

下野谷遺跡の整備は、「みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間」といった理念に表されているように、市民や地域が主役となり多くの人の手で史跡を育てるようになっていきます。縄文時代に人々が自然に手を加え、自然を生活の糧や資源を得る場に変え、住みやすいムラを作ったように、現代の人の手で縄文空間（縄文里山）を再び作っていきます。

市民協働については後述する「13. 活用に関する計画（市民協働）」でまとめていますが、それ以外にも、様々な市民協働の要素を必要とする部分があります。

そのような整備を行うことで、多くの人の手で育てられた史跡が地域の誇りとなることを目指していきます。

### 1. 全体に関する計画

---

#### （1）将来像

下野谷遺跡の本質的価値は縄文時代中期における典型的な構造が明らかな大規模な環状集落が都市部において良好な遺存状態を保っている点にあります。その価値を保存し継承するためには西集落全域の保存が必要です。さらに、その価値を体感・体験する場が必要です。そこで、史跡下野谷遺跡の整備では、縄文時代中期の一時点での西集落の景観（縄文空間《縄文里山》）を下野谷遺跡の調査や考古学的成果を基に整備します。

なお、東集落を含む下野谷遺跡の全体（双環状集落等）に関しては、史跡にとって欠かすことのできない本質的な価値を持っています。そのためその価値に関わる新たな発見があった場合には、史跡の指定内容を検討する必要があり、今後の検討課題とします。

双環状集落の構造や、約1,000年間続いた南関東最大級の拠点集落であるといった本質的価値については、現地では解説板や立体模型、周辺の遺跡を展望できる工夫などを用いて表現します。

また、これらの価値を高めるために、史跡の近隣に展示・解説、調査・研究、管理、活用、コミュニティの拠点となる地域博物館の建設を検討します。

## (2) 地区区分計画

### ① 段階的な整備

史跡の公有地化は長期に及ぶため、早期に実現可能な短・中期的な取組と長期的な取組を分けて考える必要があります。

そこで整備を、現状で一定の面積を整備できる第一次(短期・中期計画)整備地区(コアエリア)と長期計画整備地区(コアエリア以外の西集落全域)に分け、コアエリアを先行して整備(第一次整備)し、その後の整備に関しては、公有地化の状況、地域や社会の要請に応じて進めていきます。

また、全体計画完了までの間一時的に飛び地のようになるコアエリアから離れた指定地は、史跡を示す案内板を設置したり、花を植えるなどとして、面積に応じて地域住民の生活と史跡の保護に資する整備を随時行っていきます。

さらに、地域博物館の建設には検討を含め時間が必要です。しかし、設置までの間も、史跡の価値を担保し、理解してもらうためには史跡の近隣に、管理や展示を含めた解説、活用の拠点となるガイダンス施設\*が必要であり、その対応策については短期計画の中でも検討する必要があります。

コアエリアの整備は、平成 31 (2019) 年度から 35 (2023) 年度に行うこととしますが、インフラや一部の遺構復元などの整備を短期～中期にかけての整備期間の 1 期に、1A 期と 1B 期に分けて行います。

1A 期には全体の造成、植栽とメインエントランスであり、説明板の設置や多目的広場などのガイダンス機能や便益施設も有するゾーン(後述するエントランスゾーン)を整備し、1B 期に

堅穴住居などの造形物等を整備します。この段階の地形造成などのハード面の整備は、史跡の基盤整備として主に行政が主体で行いますが、整備の見学会の開催など常に情報を市民と共有していきます。並行して解説板やモニュメントなどの製作や設置などを市民協働で行うほか、整備地の PR を広く連携して積極的に進めるなど「みんなでつくり成長しつづける整備」を実践します。また、第 2 期の整備に関するアイデアや、必要な知識の蓄積を行えるような市民協働のシステムを構築します。

中期 2 年目にあたる平成 34 (2022) 年度からの 2 期以降は主に市民協働での整備を目指します。地域行事と連携するなど幅広く整備地を活用しながら、堅穴住居を市民協働で建てるなどハード面の整備にも市民が主体的に関わり、中期計画終了後も継続して多くの人で史跡を育てていきます。

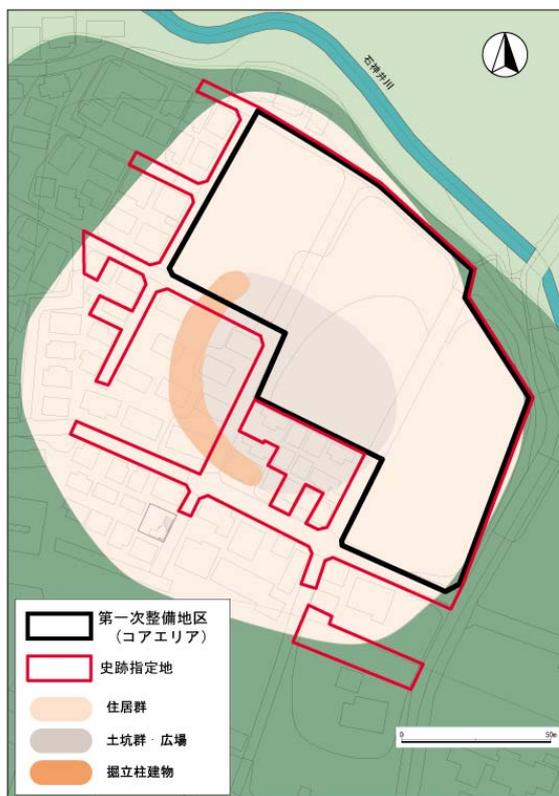


図 21 地区区分 (コアエリア)

表 4 整備スケジュール

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	
保存・活用	保存活用計画	短期 			中期 			長期 	
整備		整備基本計画	第一次整備(コアエリア)					将来計画	
			1A期設計	施工					
				1B期設計	施工				
					2期 				

② ゾーニング

体感・体験する整備を行うに当たり、コアエリアは様々な役割が求められ、それぞれに適する整備の手法は異なります。そのため、史跡の活用・整備方法に応じたエリア内のゾーニングを行います。

【コアエリア】

A. 集落復元ゾーン

- ・縄文時代中期のムラである環状集落の空間（縄文里山）を「体感」するための整備を行うゾーン。
- ・周辺住民の生活に配慮しながら、発掘調査や考古学的な成果に基づき、可能な限り、当時の縄文空間（縄文里山）を復元します。縄文の風を感じられるゾーン。

B. 体験ゾーン

- ・縄文時代のムラの暮らしを「体験」するための整備を行うゾーン。
- ・体験広場や体験用住居などを整備し、様々な活用事業、学校教育や生涯学習、地域や団体の活動等に利用しやすい環境を作ります。

C. エントランスゾーン

- ・第一次整備においてメインエントランスとなるゾーン。
- ・史跡標柱、解説用の設備、団体見学の集合や解説等に利用できる多目的広場の他、トイレ等の便益施設を設置します。トイレの設置場所については遺構の遺存状態を調査した上で史跡への影響を勘案して検討します。

【コアエリア外】

みどりのゾーン

- ・縄文時代のムラの景観にとって重要な要素である水とみどりのゾーン。
- ・コアエリアには入りませんが、史跡と周辺の住宅地や道路との間のバッファゾーンとしても機能する重要な地点として、東京都等の協力の下、縄文空間（縄文里山）に適した環境の保全を目指します。



図 22 ゾーニング図

## 2. 史跡の保存に関する計画

主な整備時期：全般

主な担い手：行政

史跡に包蔵されている遺構や遺物などの埋蔵文化財を保存することを第一とし、史跡整備を行います。

基盤整備では、史跡を保護するための切り通し部分の擁壁の整備などを検討します。

また、埋蔵されている遺構に関しては、現況の保存状況を調査した上で、整備の手法を十分に検討し、長期的な展望のもと現状保存を図ります。

整備後の活用においても史跡に影響を与えないよう最新の注意を払いながら行います。

周辺の景観の保全に関しては、東京都との連携のもと行っていきます。

### 3. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

---

主な整備時期：1A～2期

主な担い手：行政・市民等

みんなでつくる：公開整備に必要な調査の体験など

事実に基づいた整備を行うためには、明確な意図を持った調査の実施が必要です。地形復元のための測量調査、遺跡の遺存状況の確認調査、復元遺構の情報を得るための調査等を専門的な指導を受けながら実施することが必要となります。

また、こういった調査の状況を公開することや、市民が発掘調査に参加する機会を設けることにより、史跡への興味を高め、ともに作り上げていくことが実感できるようにします。



【下野谷遺跡 体験発掘の様子】

### 4. 地形造成・給排水に関する計画

---

主な整備時期：1A期

主な担い手：行政

調査で明らかにされた遺構確認面の起伏を元に縄文時代の生活面の古地形を推定し、復元的な造成を行います。

その際、地下に埋蔵された遺構に影響を与えないよう必要な盛土を行いますが、隣地に影響を与えないよう、雨水排水計画をたて、場合によっては、盛土崩落と土砂流出の防止策を講じます。

なお、盛土の厚さは、後述する植栽に関する計画などと併せて検討します。

また、給排水設備に関しては、可能な限り現況のものを利用しますが、現況で集落復元ゾーンにあるトイレに関しては移設を検討します。

史跡の東には今後道路建設の計画があるため、植栽を行い、縄文的な景観を維持します。ただし、一部に遺跡から石神井川、東集落、近接する他の遺跡などを見渡すことのできる視点場所を設けることを検討します。

これらの整備は、1A期に行い、その後、体験ゾーンでの活用事業等ができるようにします。

## 5. 史跡内の動線に関する計画

主な整備時期：1A 期

主な担い手：行政

整備地の北・西・南に接する市道は現状の維持が必要ですが、整備地の中を通る現在の下野谷遺跡公園の東西両隣に接する市道に関しては、コアエリアとして一体的な整備を行うために廃道とします。ただし、現在、近隣住民の生活に必要な道として機能しているため、コアエリア全域を閉鎖することなく、これまでよりも不便になることのないように、園路の設計やエントランスの配置などに配慮します。

### ① エントランス

メインエントランスは、将来的に都市計画道路に接する台地上に当たる東南側に置き、車椅子などによるアクセスを可能にします。この位置は、将来的に整備対象範囲が広がったとしても大きく変わることはないと考えられます。

メインエントランス周辺をエントランスゾーンとして整備しますが、その機能については「6. 案内・解説等用設備整備に関する計画」で後述します。

また、石神井川からのアクセスが可能なサブエントランスを設けます。川の流れる低地から台

地にのぼるような、高台にある集落の立地を体感できるような動線の整備を目指し、東京都などに協力を求めます。

さらに、小学校、青梅街道などからもアクセスしやすく、住民生活にも配慮した出入り口（サブエントランス）を設置します。

### ② 史跡内の動線

集落復元ゾーン内に復元する遺構への小道などについては、安全性を確保しながら、景観に配慮し、過度に作りこまないようなものを検討します。

図 23 を一例として、各エントランスと復元した遺構を結び、自由に散策できるよう整備します。

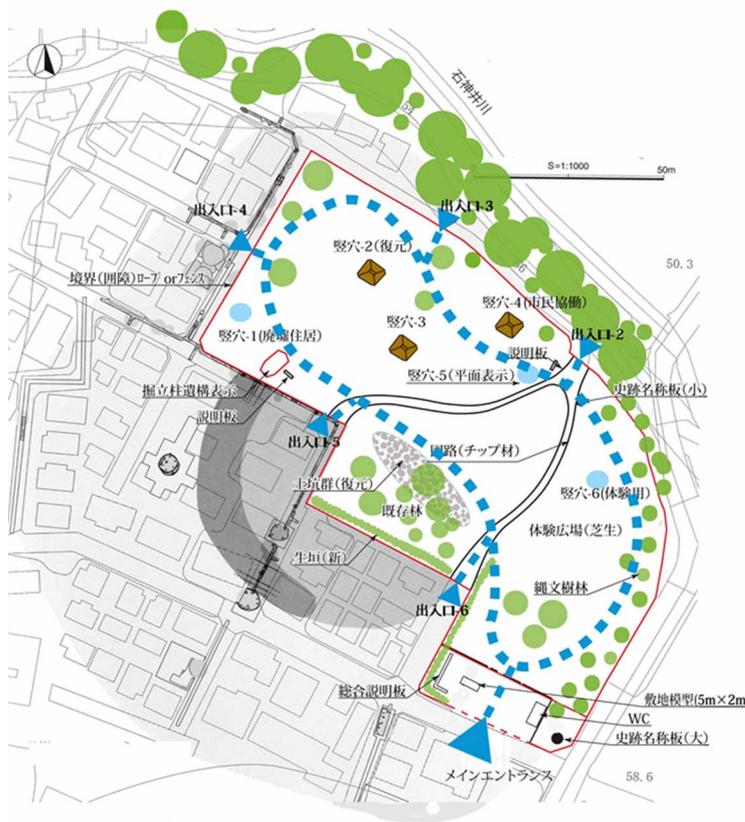


図 23 整備地内の動線例 ■■■■ 見学コース(案)

## 6. 案内・解説用設備等に関する計画

主な整備時期：1A・1B期

主な担い手：行政・市民・学校・協力企業等

みんなでつくる：案内板・モニュメント等の制作

### ① エントランスゾーン内の解説設備

現状では史跡の近隣にガイダンス施設等がないため、史跡を解説する設備が必要です。

主にエントランスゾーンを史跡を理解できるエリアとし、解説板や地形模型を置き、見学者のために遺跡を説明する広場を計画します。

エントランスゾーンには、文化財保護法に規定のある史跡標識を設置するほか、史跡に親しみを持たせるようなモニュメントを設置します。モニュメント等の制作については、学校教育と連携し、行っていきます。

これらの整備は1A期で行います。エントランスゾーンには、「9. 安全・快適な活用のための設備に関する計画」で示すトイレ等の施設の設置も計画しており、短期計画完了後の平成33(2021)年度には活用できるようにします。

### ② 整備地名称板

整備地のネームを市民公募し、1A期終了時に整備地名称板を設置します。そのデザイン、製作などについては、市民あるいは市内の協力業者との協働で行っていきます。

### ③ その他の設備

上記のほか、1B期及び2期の整備の状況に合わせて、集落復元ゾーン・体験ゾーン内の解説板・遺構標識を、主に市民協働で製作・設置します。

### ④ VRの活用

コアエリアの整備に合わせ、既存のVR\*データの更新を検討します。



図 24 史跡地内の主な解説エリア エントランスゾーン イメージ図

## 7. 遺構の表現に関する計画

---

主な整備時期：1B～2期

主な担い手：行政・市民等

みんなで作る：竪穴住居の建築体験など

本質的価値である「縄文時代の典型的な環状集落」の姿を表現するために、環状集落の主たる要素である①竪穴住居 ②土坑（墓坑・墓域）③掘立柱建物 を整備します。

それぞれの整備は下野谷遺跡の発掘調査や考古学的成果に基づいて行いますが、その工法は今後の調査成果などを基に検討します。

設置場所は、活用内容に合わせゾーンごとに異なる考え方で選定します。復元ゾーンに関しては、発掘調査で明らかな住居等の直上に、遺構と同じサイズで作成します。一方体験ゾーンでは体験に特化したものとして、位置は任意に設定します。また、東集落の成果も援用します。

遺構の復元・整備は主に1A・1B期に行うものは行政が主体となって行いますが、2期以降の市民協働で行う復元のための知識の蓄積やアイデアの構築を行えるようなシステムを構築し、工事の公開など、常に情報を共有ながら行います。また復元された建物の管理データを取る調査などを市民協働で行い、2期に復元する遺構についてその工法も含め検討するなど「みんなで作って成長する整備」を実践していきます。それを受け、2期からの復元に関しては、市民主体で行い、縄文のムラを成長させていきます。

### ① 竪穴住居

広場を囲み住居が建つ環状集落を表現するためには複数の住居を復元するほうがイメージをわかせるため、工法などの異なるものを複数設置します。

- 復元建物（うち1棟は市民協働で建築）の建築
- 出土状況や、建築途上の住居の遺構複製展示の作成
- 体験事業用住居の建築

### ② 土坑（墓坑・墓域）

土坑上部の盛土の状況など墓としての構造は不明ですが、視覚的に理解しやすい表面表示を工夫します。

また、これらが群をなして、墓域を形成している状況を理解できるように示すとともに、遺構複製展示として、東集落で出土した典型的な墓と思われる土坑を伏甕\*の埋められた状況で復元します。

### ③ 掘立柱建物

発掘調査からは、現状では高床式か平地式かといった全体構造が不明であるため、掘立柱建物全体を示すような復元は行わず、想定される底地と柱を復元します。また、集落復元ゾーンには日陰となる場所が少ないため、日陰をつくる役割をもたせる屋根の復元も検討します。

【参考】他の遺跡の整備例



復元建物。竪穴住居（土葺例）  
御所野遺跡（岩手県二戸郡一戸町）例



復元建物。竪穴住居（茅葺例）  
勝坂遺跡（神奈川県相模原市）例



遺構複製展示。竪穴住居。  
勝坂遺跡 例



復元建物。掘立柱建物（高床式例）と植栽  
御所野遺跡 例



復元遺構展示のイメージ 墓坑  
下野谷遺跡検出の遺構



竪穴住居建設体験  
矢板市教育委員会提供

## 8. 歴史的景観及び植栽に関する計画

主な整備時期：全般

主な担い手：行政・市民等

みんなでつくる：植物の栽培・利用実験現存の樹木の伐採実験等

近年の研究では、縄文時代中期の植生は、落葉広葉樹の広がる自然環境に対し、人が積極的に関与し、クリ・クルミの林、漆などの有用植物で構成された人為的な生態系を成立させ、資源の管理や生業の維持がなされていたことが明らかになっています。

自然資源の巧みな利用により持続可能な定住を実現した縄文人の暮らしは、自然と共生した人類と環境の交渉を示すものとして、世界的にも注目を浴びています。

下野谷遺跡のような縄文時代の集落は、自然環境に人が手を入れ、このように生活に適した環境に改変されてできた集落生態系（縄文里山）の中心です。下野谷遺跡の整備では、こういった縄文里山を、まちと共存する形でできる限り復元することを目指します。このことから、植栽についても下野谷遺跡での調査や考古学的な知見に基づき行うこととし、縄文人が生活に用いた木や草本類を植栽し、それらを管理・利用することで、縄文人がしたように里山を育てていきます。

このため、全体計画を見通して植栽を行うとともに、長期的な視野で樹木の更新を行っていきます。現存の樹木のうち、墓域の部分にかかるものなど、最終的な集落での配置に不具合のあるものについては、随時伐採を、伐採具の製作なども含めた体験事業として行っていきます。

集落の周囲にあるみどりのイメージは崖線部を借景として利用することが有効であり、東京都へ協力を要請する必要があります。

植栽の選定については、地下遺構への影響を勘案して草本類を主体とし、クリやクルミなどの樹木に関しては、まめに更新し、地下根が深く張らないように注意するとともに、周辺住民の生活に配慮して樹種の配置を検討します。

同様に、民有地との境界部については、隣地の住民生活に配慮し、アズマネザサなど縄文時代にも使われた植物で、目隠しを兼ねた生垣を配置します。

また、この他にも、市民協働の土器圧痕分析\*で見つかったツルマメやエゴマなどの栽培実験を行うなど、植栽を利用しながら縄文の暮らしを体験し、技術や知恵を体得できる事業を実施します。

1A期に行う植栽は主に行政主導で行いますが、植生の調査研究、1B期以降に行う不要な樹木の伐採、活用に必要な植物の栽培などの活動と並行して整備を行い、史跡を成長させていきます。



【カラムシで糸づくり】



【エゴマの栽培】

## 9. 安全・快適な活用のための設備に関する計画

主な整備時期：1A 期

主な担い手：行政

安心して憩うことができる史跡として、また、地域住民が不便さや不安を感じることはないような、安全や快適性にも配慮した整備を行います。

安全のための防犯体制の整備や、夜間の安全を確保するための街路灯などの設置を検討します。

また、史跡で快適に過ごせるよう、日陰となるような樹木やベンチの設置などを、遺構の保護や景観に配慮しながら検討します。

トイレに関しては、現在は集落復元ゾーンの中央に位置しているため、縄文空間（縄文里山）を感じさせるにはそぐわないことから、エントランスゾーンに移設することも含め検討します。その際には遺構の保存に影響のない場所を選び、デザインや機能についても検討します。



図 25 コアエリア 整備のイメージ図

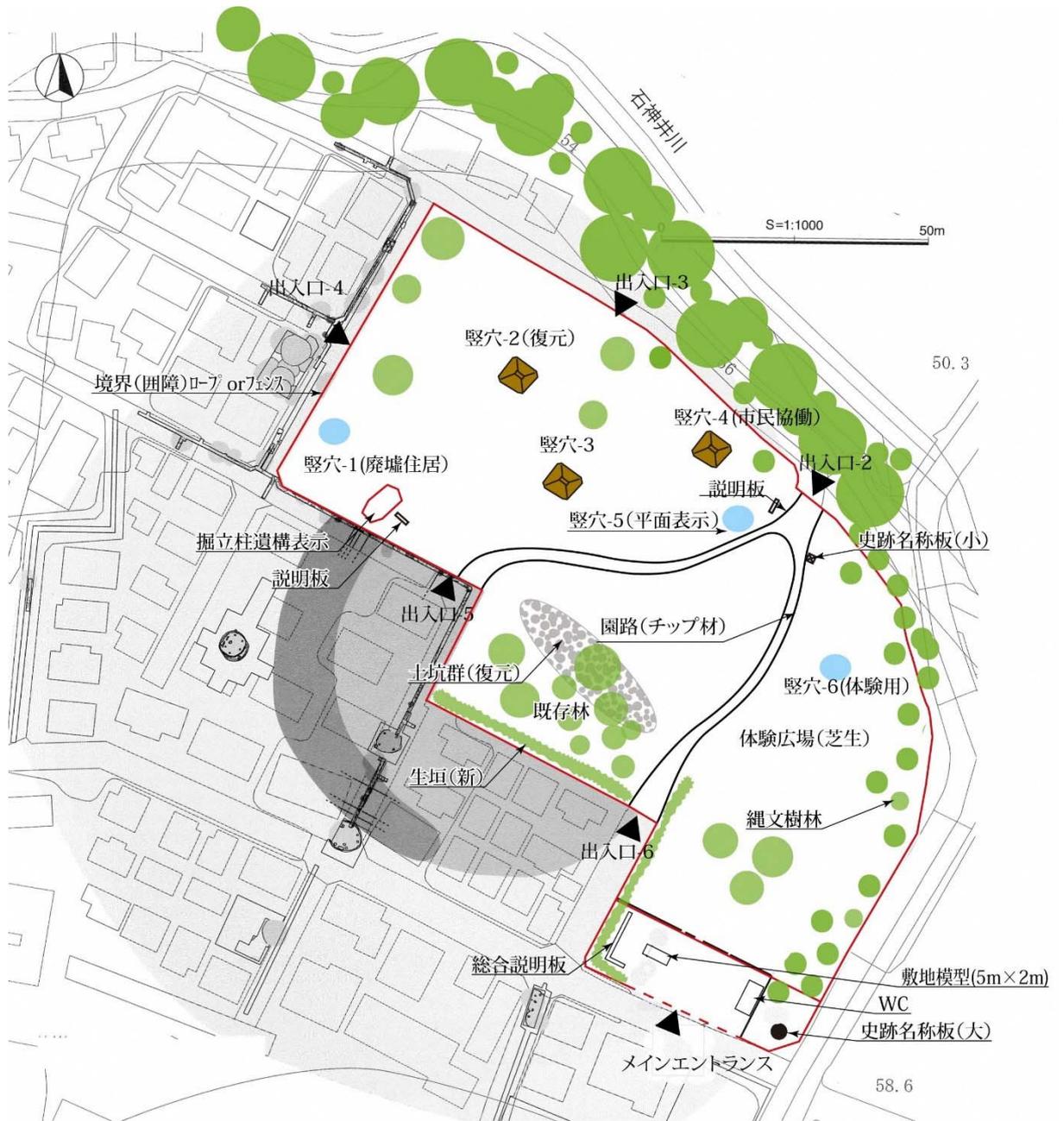


図 26 コアエリア 整備案

表 5 コアエリアの整備案

全般		遺構保護・地形造成	調査で確認された遺構確認面から一定の厚みで盛土を行い当時の地形面を復元する。盛土の厚さに関しては隣接する道路や宅地との間のバッファゾーンとしての植栽なども念頭おいて検討する。		1 A期	
集落復元ゾーン	縄文時代中期の環状集落を復元するゾーン	遺構表現	竪穴住居	復元展示	工法検討	1 B期
				復元展示	設置の有無を含め検討	2 期
				復元展示	市民協働で復元する	市民協働 2期
				遺構複製	発掘された状況の表示	1 B期
				遺構複製	設置の有無を含め検討	1 B・2期
			掘立柱建物	立体展示	柱と屋根のみ。日陰を作る	1 B・2期
		土坑	遺構複製	伏甕の出土状況を復元する	1 B期	
			平面表示	群が理解できるように復元する	1 B・2 期	
		植栽	原則として下野谷遺跡調査成果を基に縄文時代の植生を復元する			1 A期～長期
			グランドカバー	土ぼこりをさけるため草本類を植える		1 A期
	立ち木等		ササ	隣地との目隠し		1 A期
			クリ・コナラ等	遺構に影響を与えないように随時更新する		1 A期
			エゴマ・ツルマメ等	体験に使える植栽		1 A期
	既存樹木		随時伐採。体験事業として行う			市民協働 1 B期～
		現状維持			1 A期	
	ガイダンス	遺構揭示	遺構名とQRコードを掲示。小型で全体の景観を損なわないもの		1 B・2 期	
	その他	小道	復元住居などへの道		1 B・2 期	
		周囲の柵	整備地区の周囲は擬木とチェーンで囲む		1 A期	
		トイレ	現存のトイレは移動		1 A期	
		街路灯	景観に配慮		1 A期	
給水栓		現状の水のみ場のものをそのまま使用		1 A期		
体験ゾーン	遺構表現	竪穴住居	立体展示。体験事業用		1 A期	
		グランドカバー	土ぼこりをさけるため草本類を植える		1 A期	
	植栽	立ち木等	植樹。東集落、富士見池遺跡群、石神井川が見える部分をのこすか検討		1 A期	
			ササ・クリ等	遺構に影響を与えないようにまめに更新		市民協働・1 A期
			カラムシ・ツルマメ等	体験に使える植栽		市民協働・1 A期
	ガイダンス	史跡標柱(小)	現存のものを利用		1 A期	
		整備地の愛称板	愛称は市民公募		市民協働・1 A期	
		史跡説明版(小)	市民協働で制作するものを含む		市民協働・1 A期	
	その他	ベンチ	景観に配慮		1 期～長期	
		園路	既存の園路は廃止し、新たな園路をつくる		1 A期	
		園路灯	景観に配慮		1 A期	
		街路灯	景観に配慮		1 A期	
		モニュメント	児童・生徒の作品		市民協働・1 A期	

エン ト ラ ン ス ゾ ー ン	主たる入り 口と遺跡の 概要を知る ゾーン 便益施設を 併設	ガイダンス	遺跡模型	石神井川、東集落を含む史立地条件を示す模型	1 A期
			総合説明版	下野谷遺跡の特色を示すもの	1 A期
			史跡標柱(大)	文化財保護法に則ったもの	1 A期
			説明広場	団体見学等に対応するため見学者が滞留できる 広場を設ける	1 A期
		植栽	立ち木等	現況の生垣を利用	1 A期
		その他	入り口	一般車の出入りを制限する設備の設置	1 A期
			トイレ	景観に配慮した誰でもトイレを遺構への影響の 少ない場所に設置する	1 A期
			水飲み場	景観に配慮	1 A期
			街路灯	景観に配慮	1 A期
			ベンチ	景観に配慮	1 A・2期
			管理道具用入れ	景観に配慮	1 A期
			モニュメント	児童・生徒の作品	市民協働1A期～
			掲示板	景観に配慮	市民協働1A期～
み ど り の ゾ ー ン	みどりの保 護ゾーン	全般	東京都との連携	長期	
		植栽	みどり	東京都の協力を仰ぎ、みどりを保護する 将来的には縄文的な植生への変更を目指す	長期
		その他	木道	安全性と景観に配慮	長期



【縄文里山の整備例 御所野遺跡】

## 10. 史跡へのアクセスのための計画

---

主な整備時期：全般

主な担い手：行政・学校・市民・商店会等

みんなでつくる：案内板等の作成

下野谷遺跡は、西武新宿線東伏見駅から近く、新宿から約30分で訪れることができることを価値の一つとして捉え、「都心からいちばん近い縄文空間(縄文里山)」として、まちの賑わいにつながる整備を行います。

### ○鉄道

西武新宿線東伏見駅が、史跡への最寄り駅となります。鉄道会社や駅前商店会との連携を密にし、モニュメントなどを活用し、史跡のまちであることを駅前からPRします。

### ○路線バス

市の北部地域やJR中央線からのアクセスには、路線バスの利用が必要です。近隣には、中央線吉祥寺駅、三鷹駅からの公共バス、市コミュニティバス「はなバス」の停車所があります。

### ○自動車

青梅街道及び新青梅街道からのアクセスとなりますが、現状では駐車場がなく、また道幅が狭いため、大型バスは史跡まで接近することはできません。近隣の駐車スペースのマップ等を作成し、利用を促すしかありませんが、学校教育を始めとした団体見学や史跡のバリアフリー化には大きな支障となっているため、近隣での設置を検討する必要があります。

### ○徒歩

下野谷遺跡は、西武新宿線東伏見駅から徒歩約7分の距離にあり、また西武柳沢駅、武蔵関駅からも徒歩圏内にあります。周辺の地域資源との一体的な活用として、都立東伏見公園や石神井川沿い遊歩道からのアクセスも考慮し、案内板を増やすなど史跡までを分かりやすく誘導します。案内板の作成は学校教育などと連携し、設置後携は一定期間で更新していきます。

## 1 1. 周辺地域の環境保全に関する計画

主な整備時期：全般  
主な担い手：行政・市民等

史跡は住宅地の中にあるため、地域住民の生活を優先した環境保全に努め、まちと共存し地域住民の憩いの場となるような整備を行います。

整備のための造成に関しては、コアエリアの土の流出を防ぐ工夫をするとともに、土埃の対策のため、グランドカバーとなるような縄文空間（縄文里山）にあった草本類の植栽を行います。植栽の位置や樹種に関しても生活に悪影響を及ぼさないよう配慮するほか、史跡の景観が、生活に潤いを与えるようなものになるように植物の生育を適正に管理します。

史跡周辺の安全性も十分に考慮する必要があり、夜間の安全性を担保するための街灯の設置などを検討し、コアエリアの活用に関するルールを定め、その周知を徹底します。

また、史跡へのアクセス道路に横断歩道を設置したり、バリアフリーに配慮したりするなど安全で快適な環境を作り、住環境と史跡の積極的な活用が共存できるようにします。

管理に関しては、行政内での担当を一本化し、地域住民からの問い合わせ等に迅速に対応ができるようにします。また、管理ボランティアを組織したり、史跡クリーンデーを設けたりするなど、市民とともに史跡を管理していくシステムを構築します。

公有地化の拡大に伴い発生する飛び地状の史跡指定地に関しては、周辺に悪影響を及ぼさないよう管理を徹底し、草花や案内板を置くなど、美的景観に配慮しながら史跡としての管理、活用を行っていきます。

また、史跡の本質的価値の一つである石神井川や崖線のみどりの保全も重要です。縄文空間（縄文里山）には必須の要素であり、これらの保全に関しては、東京都や西東京のみどりの基本計画にも挙げられているため、東京都や関係機関との連携、協力が必要です。



【参考例：御所野遺跡クリーンデーの様子（一戸町教育委員会提供）】

## 12. 地域資源との一体的な整備活用に関する計画

---

主な整備時期：全般

主な担い手：行政・市民・商店会・学校・大学・他の縄文遺跡等

みんなでつくる：街中散策ガイド・まちの行事との連動・関連商品の開発など

下野谷遺跡が、縄文時代に拠点集落として、人やモノ、情報が集まる広域なネットワークの結節点となっていたように、現代社会でも、史跡を通じて行われる様々な活動の核となるキーステーションの役割を担えるような史跡として整備します。

下野谷遺跡の周辺には文化財を始めとし、教育機関や商店会、様々な活動を行っている組織や人など多くの地域資源があります。それらと有機的に関係する活用は、史跡の価値を増幅します。様々な地域資源を活用しながら、そういった活動の舞台となる場としての整備や組織、システムの整備を行い、史跡が結ぶ多様なネットワークの構築を目指します。

例えば「水とみどりと歴史の回遊路」といった散策コースを市民とともに考えて設定し、他の文化財や公園と一体的な活用を行います。その際、市民によるガイドボランティアを養成（活用例：したのや語り部）するなど、ひとつづくりにつなげます。

また、商店会と連携し、史跡に関わる商品を開発したり、ガイドブックを店頭に置いたりするなど、史跡とまちや店舗のPRを連動して行います。また、地域の行事などがこれまで以上に史跡とリンクするような仕組みを考え、多くの人を訪れたい魅力的なまちと史跡に育つよう、地域全体で史跡のまちづくりにつながるよう考えていきます（活用例：縄文のまちプロジェクト）。

あるいは、市域にある大学との共同研究を行い、その成果を大学の施設を利用して報告会を実施したり、市域の小学生による下野谷遺跡の研究発表などを行ったりするなど、様々な人が史跡やその魅力や価値について考え、発信できる仕掛けを考えます。

これらのほか、市域にとどまらない広域の連携も重要です。石神井川を通じた他の縄文遺跡と連携した研究や活用事業を行うこと（活用例：石神井川縄文ネット）や各地の拠点集落と連携して活動を行う（活用例：縄文の里ネット）など、様々なアイデアを集め、史跡が結ぶ新たなつながりの中で、史跡の魅力を高めていきます。

また、SNSなどを用いて国内外に積極的に情報を発信したり、人類史の中で縄文文化を考えるシンポジウムを開催したりするなど、グローバルな視点も必要です。

史跡を散策し挨拶をするようなつながりから、海外とのつながりまで、史跡を核とした様々なつながりの中で史跡を多くの人の手で育てていきます。

### 1 3. 活用に関する計画（市民協働）

下野谷遺跡は、これまでも様々な活用事業を行うことで市民の遺跡に対する関心や認知度を高めてきました。

毎年、下野谷遺跡公園で開催している「縄文の森の秋まつり」では、第1回目から地元の自治会や商店会、市民団体などにより運営されており、年々、参加団体も拡大しています。

また、地元商店会では、盆踊りやイルミネーションなどの季節の行事に際し、下野谷遺跡をPRしたり、関連商品を開発するなど積極的に下野谷遺跡をまちづくりに取り入れています。

遺跡内にある小学校では、出土品を展示する歴史館を子どもたちが地域の人たちと一緒に開設したり、縄文をテーマにした発表会を行っています。

市域にある大学や多摩六都科学館の協力で講演会を開くなど、教育施設等との連携も図っています。初期の段階から市民と共に学術的な発掘調査を行ってきた実績もあり、近年も研究者や学生、市民による共同研究で縄文時代の植物利用に関する成果を挙げています。このように、多くの人や機関が関われることは都市部の史跡の強みと考えられます。

また、下野谷遺跡の本質的価値である拠点集落の姿は、縄文時代に多くの縄文人の手で作り上げられたものです。

これらのことから、整備においても、常に人の手が関わる中で作り、育ちつづける史跡を目指します。基盤整備は行政が行いますが、「みんなで作る案」を出し合って、主体として多くの人に関わる市民協働型のものとしていきます。市民協働で整備を行うには、それらをリードする核があることが望まれます。現在も地元商店会や複数の市民団体がまちづくりや秋まつり、研究などに関わっていますが、今後「下野谷遺跡応援団」のような組織ができてくることが望まれます。

また、整備の方針として、体感・体験・体得することのできる整備を掲げているところであり、整備、活用を行いながら、史跡を舞台とした世代を越えた交流を目指します。

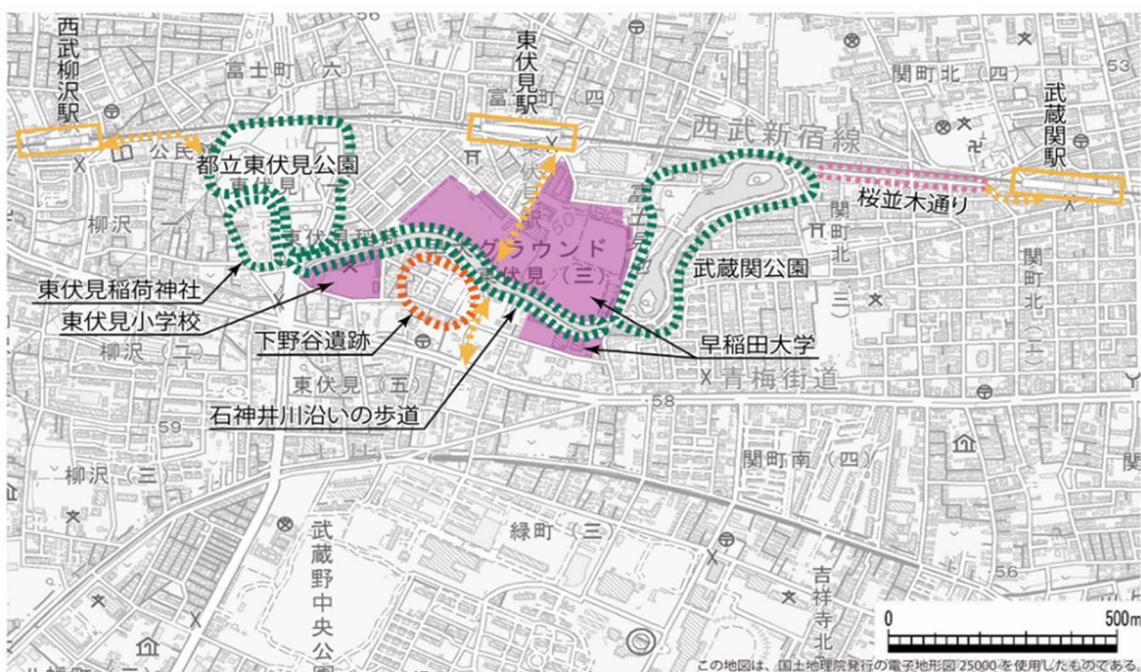


図 27 史跡周辺

縄文を「体感することのできる整備」は、主に集落復元ゾーンを整備し、自然に触れながら、幼児や小学校低学年の子どもたちでも史跡と親しめるような事業を展開し、縄文空間（縄文里山）を感じられるようにしていきます。また、「体験することができる整備」としては、縄文時代の技を学ぶことのできる場として体験ゾーンを整備し、学校教育にも積極的に活用しやすくし、土器を作ったり、植物を育て利用したり、石器を使ってみたりしながら、縄文時代の暮らしの中の技を学んでいきます。縄文人の知恵を体得する事業は、体感や体験を通して見出していく縄文人の知恵を広めていくような事業で、ガイドボランティアの養成講座などのソフト面の整備も含まれます。

こういった市民協働による活用を行いながら、人・まちとともに成長する史跡を目指すためにも、また史跡の価値を確実に継承するためにも、コアエリアの整備以外に、史跡の解説や出土品の展示、管理や市民活動の拠点となるガイダンス施設を史跡近隣に整備することが必要です。

保存活用計画では、中・長期計画の中で地域博物館の設置検討を挙げていますが、上記のようなガイダンス施設は市民からの設置を望む声も大きく、史跡の価値や魅力を分かりやすく伝えるためには重要であることから、史跡に近接した場所での展示会やその他の暫定的な対応策も含めて短期計画の中で検討する必要がある、次項ではその課題をまとめます。



図 28 史跡を育てる連携のイメージ図

表 6 史跡整備に関わる活用例

	活動例	短期		中期			長期
		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	H34年度 (2022)	H35年度 (2023)	H36年度以降 (2024)
史跡管理	日常管理等 史跡クリーンデーの実施 管理ボランティアの組織	草むしり・ごみ拾い など日常管理への参加					したのやムラ作り隊
史跡整備	遺構復元	検討	調査・研究	建築実験・ 復元住居の データ採取	→	建築・復元住 居のデータ 採取	
	植生復元	植生研究・ 植物の栽培・ 利用実験	→	植物の栽培・ 利用実験、 不要な樹木の 伐採	→		したのや里山作り隊
	案内・解説（主にハード面）	案内板・モ ニュメント の作成	→	案内板の更 新・ガイド	→		したのやの語り部
普及・活用	案内・解説（主にソフト面）	ガイドボラ ンティアの 養成	→	「縄文のある まち」めぐり	→		
	体験事業・縄文の森の秋まつりなどの イベント・展示会など	企画・運 営・協力 参加	→				下野谷応援団
	学校教育での活用	史跡を用いた教育プログラム		→			
	史跡での散策等	自由見学	→				
地域資源と の一体的な 活用	地域博物館等の検討	近隣での展示会、暫定的 な対応の検討		設置検討	→		「縄文のあるまち」 プロジェクト （主に行政）
	まちづくり	商品開発、 PR、まち の行事など	「縄文のある まち」 プロジェクト	→			「縄文のあるまち」 プロジェクト （商店会・自治会等）
広域ネットワーク	活用ネットワーク	石神井川縄文ネット		縄文の里ネット	縄文サミット		縄文ネットワークの キーステーション
	研究ネットワーク	大学等	石神井川	関東	日本	世界	
調査・研究	発掘調査	見学・体験・整理作業へ の参加等		→			下野谷研究部
	分析・研究	したのや圧痕倶楽部等		→			
	成果発表	講演会・ 報告書	小中学生等 学生発表会	市民シンポ	小中学生等 学生発表会	市民シンポ	

## 14. 公開・活用のための施設に関する計画

---

公開活用のための施設に関しては、将来的に地域博物館の建設を検討しますが、史跡の活用には、出土品の展示や管理、活用の拠点となる施設が必要であり、そういった施設を求める市民の声も大きいため、ここで現状と方針をまとめます。

### 【現状】

近隣に出土遺物を見学できる施設がない。

現在の展示施設である郷土資料室へは遺跡から遠く、アクセスしづらい。

史跡指定地には常駐で解説員などを置くことは難しい。

史跡の管理拠点が近隣にない。

住民意見等でも近接してガイダンス施設を求める声大きい。

### 【方針】

「保存活用計画」で掲げた、市域の文化財の活用拠点となる「地域博物館」に関しては、設置に向けて、設置場所も含めて、主に中期計画から検討していきます。地域博物館の開館までは、現存の郷土資料室を暫定的な施設として使用します。

ただし、史跡の整備とあわせて、史跡の価値や魅力を分かりやすく表現していくためには、史跡に近接した場所に出土品の展示や史跡の解説のための「ガイダンス施設」があることが市民意見などで求められており、設置の検討が必要です。

また、このような施設は、史跡の魅力を発信するために重要であるだけでなく、史跡の管理や市民団体の活動など、史跡を通じて地域の新たなコミュニティを形成していくための拠点としても重要と考えられます。

これらのことから、史跡整備に伴うさらなる活用に向けて、ガイダンス施設について史跡に近接した場所での展示会やその他の暫定的な対応策も含めて、短期計画の中で検討します。

## 15. 管理・運営に関する計画

主な整備時期：全般

主な担い手：行政・市民等

みんなでつくる：管理作業などへの参加

コアエリアの整備、管理・運営に関しては、関係各課、各機関と広く連携しながら、教育委員会を中心に一元的な体制のもと行います。

また、管理・運営の一部に学校や地域住民も関わるシステムを作っていくことで、史跡への愛着を深め、ともに作り上げ、まもっていくことが実感できるようにします。

保存活用計画で示したように、整備を含めた史跡の保存活用には、地域、市民・市民活動団体、大学などの各種団体と行政が協働・連携して取り組むことが重要です。ボランティアや史跡の応援団となるような市民活動団体の育成、支援を行い、ともに史跡を保護し、史跡の価値を高め、発信していきます。また、広域での取組や周辺環境と一体となった整備・活用に当たっては、国や東京都、関連自治体との連携・協力を図るとともに、国や東京都には指導、助言、支援を受けながら進めていきます。

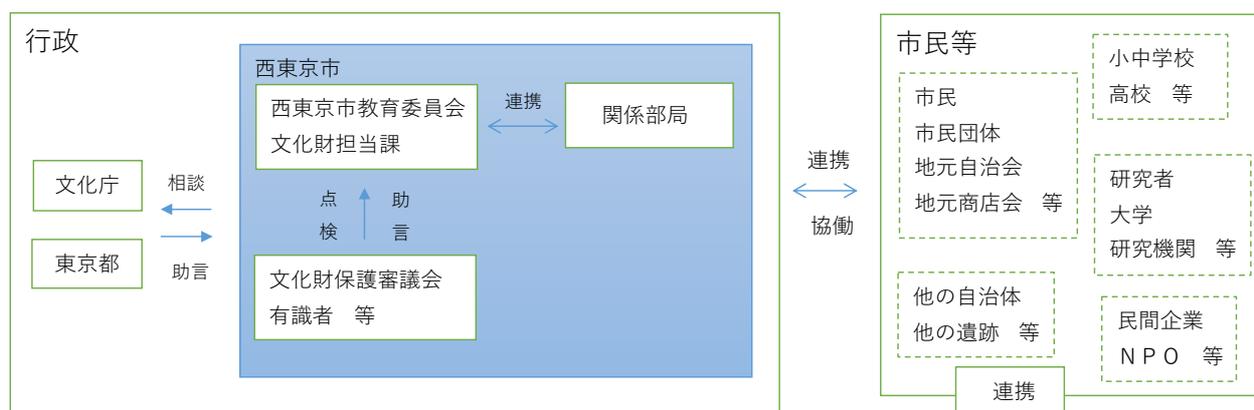


図 29 保存活用における体制のイメージ（『史跡下野谷遺跡保存活用計画』より）

## 16. 事業計画（スケジュール）

史跡の整備は、保存活用計画で示した短期・中期・長期計画に合わせて進めていきます。

コアエリアの整備は、平成31（2019）年度から35（2023）年度に行うこととしますが、インフラや一部の遺構復元などの整備については、短期から中期1年目にかけてを「1期」とし、さらに1A期と1B期とに分けて行います。

1A期には全体の造成、エントランスゾーンを整備し、1B期に竪穴住居などの造形物等を整備します。地形造成など史跡の基盤整備としては主に行政が主体で行いますが、整備の見学会の開催など常に情報を市民と共有していきます。これらと並行して、解説板やモニュメントなどの作成や設置などを市民協働で行うほか、整備地のPRを広く連携して積極的に進めるなど「みんなで作り成長しつづける整備」を進めます。また、2期に行う遺構の復元などの検討のための調査研究を市民参加で行うなど、市民協働のシステムを構築します。

中期2年目にあたる平成34（2022）年度からの2期以降は、主に市民協働での整備を目指します。地域行事と連携するなど幅広く整備地を活用しながら、市民協働で竪穴住居の整備や更新、樹木の伐採などを実施していきます。市民が主体的に関わりを持ちながら、中期計画終了後も継続して多くの人々の手で史跡を育てていきます。

表 7 史跡整備と活用のスケジュール

	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度	平成35（2023）年度
保存・活用		短期	中期		長期		
計画等	保存活用計画策定⇒	整備基本計画策定⇒	短期整備基本設計⇒				
整備			1A期実施設計 （造成・植栽・エントランスゾーンの整備） （説明板(大)・標柱・地形模型)	1A期整備工事			
				1B期実施設計 （竪穴住居等の造形物)	1B期整備工事		
			2期整備 （市民協働による整備)				
発掘調査	西地区	東地区・住居跡	測量・遺構調査	中央・西地区	中央地区	調査50周年記念事業	
研究							
活用			ミニ講演会・展示	展示・講演会 （史跡指定5周年＆市制20周年記念)			
			史跡を活用した様々な市民協働事業				
ガイダンス		検討					
地域博物館				検討			



## 史跡下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会

### 西東京市国史跡下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会設置要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、国史跡下野谷遺跡の整備及び活用に関する国史跡下野谷遺跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する西東京市国史跡下野谷遺跡整備基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 国史跡下野谷遺跡の整備及び活用に関すること。
- (2) 国史跡下野谷遺跡の整備基本計画の策定に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

#### 第3 構成

懇談会は、次に掲げる委員 13 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 西東京市文化財保護審議会条例（平成 13(2001)年西東京市条例第 201 号）第 4 条に規定する文化財保護審議会委員 1 人
- (3) 公募による市民 2 人以内
- (4) 下野谷遺跡周辺の自治会長等の地域住民 2 人以内
- (5) その他教育長が委員として適当と認めた行政職員 3 人以内

2 委員の任期は、第 2 の所掌事項の検討結果を教育長に報告した日までとする。

#### 第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### 第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。

#### 第7 報償

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

#### 第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30(2018)年6月1日から施行する。

## 市民意見提出手続き制度（パブリックコメント）市民意見への検討結果

### パブリックコメント検討結果概要

○ 4名から14件の意見の提出

	お寄せいただいた意見	市の検討結果	主なページ
1	遺跡という「難しいもの」というイメージがあるので、もっと身近に感じられるような整備をしてほしい。	エントランスゾーン・体験ゾーン・集落復元ゾーン・みどりのゾーンに分け、史跡の価値や魅力を解説するとともに、縄文文化を体験・体感・体得できる整備を行います。	P 37 1 節(2)
2	ベンチを設置するなど訪れる人が憩える整備地にしてほしい。	安全・快適・くつろぎの場となるよう、遺構保護や景観に配慮しつつ、必要な便益施設としてベンチの設置を検討します。	P 46 9 節
3	トイレについては、場所とともに安全性やデザインについての検討が必要である。	トイレについては、場所の変更を含め、安全性や利用しやすさなどのほか、史跡と調和したデザインとすることを考慮します。	P 40 4 節
4	市民参加型の整備の一環として、例えば近隣のごみ集積場を統一的なデザイン（表示）にするなど、住民の主体的な参加を促す取組みができないか。	整備のテーマを「みんなでつくる、つなげる都市部の縄文空間」として、多くの人との関わりの中で育ちつづける史跡を目指しており、市民協働事業を検討します。	P36 P52・53 12・13 節
5	史跡管理のため、定期的に点検や見回りをする必要がある。	管理ボランティアを組織したり、史跡クリーンデーを設けたりするなど、市民の皆様とともに史跡を管理していくシステムを構築します。	P 51 11 節
6	夜間の安全確保のため、監視システム等の対策を検討する必要がある。	街灯の設置や防犯対策など夜間の安全性に配慮した内容としていくとともに、利用ルールの周知・徹底など運用面の対策について検討します。	P 46 9 節
7	下野谷遺跡から近接した場所で縄文土器等の出土品が見られるようにしてほしい。 【2件】	史跡に近接した場所での展示会やその他の暫定的な対応策も含めて短期計画の中で検討します。	P 56 14 節
8	大型バスを利用する社会科見学での利用には駐車場が必要であることから、東伏見公園周辺の土地を確保してはどうか。	駐車場の整備については長期的な展望が必要な課題となりますので、学校教育における社会科見学への対応について、周辺地の一時利用等を含め実施方法を検討します。	P 50 10 節
9	公有地化の拡大に伴う飛び地状となる史跡用地について、景観や安全性の面から、ミニ下野谷遺跡公園化するなどの活用してはどうか。	飛び地状となる史跡用地に関しては、周辺の住環境に悪影響を及ぼすことのないよう管理を徹底します。また、近隣住民のプライバシーに配慮しつつ、史跡としての活用を検討します。	P 51 11 節
10	駅の一部にミニ下野谷遺跡公園のようなPRスペースを設置してはどうか。	東伏見駅前の縄文モニュメントなどを活用していくとともに、「史跡のまち」のPRに向けた取組を検討します。	P50・52 10・12 節
11	近隣小学校などを含め、運動など分かりやすい活動とのコラボレーションを検討することにより、違った価値観が生まれるのではないか。	多くの人との関わりの中で人やまちとともに成長する史跡整備を目指しており、学校教育や史跡の周辺地域との連携を密にしながら活用事業を実施します。	P 53 13 節
12	市民が参加できる事業を期待している。特に名称について、縄文空間（里山）だということがわかり、親しみのもてるものを期待する。	名称を市民公募により付けるなど、市民の皆様とともにつくり上げ、愛される史跡となるよう市民参加型の事業を実施します。	P42・53 6・13 節
13	SDGs「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」への西東京市の取り組みのひとつとして、強力で整備を進めてほしい。	国際社会の普遍的な目標であるSDGsにおける行動目標「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」に関連する取組として認識し、事業を実施します。	P 6 4 節

## 用語集

---

### あ行

---

#### 遺構 いこう

- ・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているもののうち不動産的なもの。  
過去の建築物、墓や道路などの構築物のほか、水田や畑の跡など生産にかかわった場所、モノが廃棄された場所など様々ある。



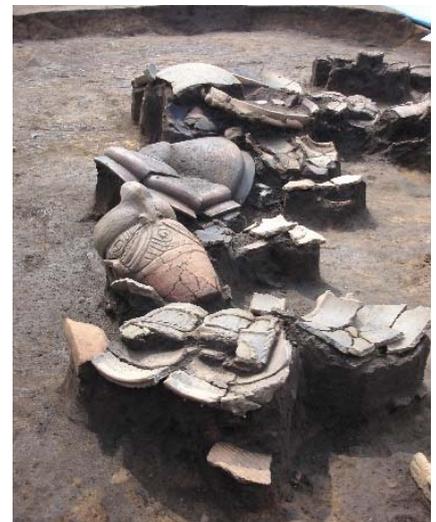
下野谷遺跡 遺構検出状況（東集落）

#### 石皿 いしざら

- ・磨石とセットで用いられる、堅果類の実などをすりつぶすための道具。

#### 遺跡 いせき

- ・過去に人々が活動し、その痕跡が使用したモノ、構築物の跡などとして残されている場所。周辺の自然環境を遺跡に含むこともある。
- ・貝塚や古墳のように、現在も地表にその痕跡が残り目にできるもののほか、地下に埋蔵されているものもあり、「埋蔵文化財包蔵地」とも呼ばれる。現在把握されている埋蔵文化財包蔵地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされ、文化財保護法によって開発等の際には届出を行う必要がある地域となっている。



下野谷遺跡 遺物出土状況（東集落）

#### 遺物 いぶつ

- ・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているものの中で不動産ではないもの。土器や石器のような人工遺物のほか、廃棄された獣骨や木材などの自然遺物もある。

## SDG s えすでいーじーず

- ・ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。17 のグローバルな目標と 169 のターゲットからなる 2015 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の具体的な行動指針。169 のターゲットの中には、「世界の文化遺産及び自然の遺産の保護・保全の努力を強化する」が含まれる。

## か行

### ガイダンス施設 がいだんすしせつ

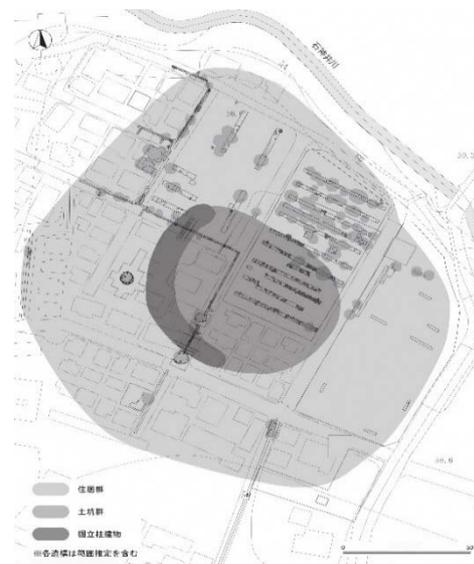
- ・ 史跡や文化財などへの理解を深めるための解説施設。出土品の展示のほか、管理や活用のための拠点としての機能を持つものもある。

### 花粉分析 かふんぶんせき

- ・ 堆積物から検出される花粉を分析し、古植生や環境の復元を行う分析方法。

### 環状集落 かんじょうしゅうらく

- ・ 縄文時代にみられる集落形態で、住居跡が環状あるいは馬蹄形に分布する。東日本において、縄文時代中期の大規模遺跡には多くみられる傾向があり、中期末葉には消滅する。
- ・ 下野谷遺跡では、中央に広場と集団墓地を設け、その周りに竪穴住居や掘立柱建物を配置している。
- ・ 縄文時代の集落構造に起因されたものと解釈する一方、居住が繰り返し行われた時間的な累積の結果、環状の形態を形成するという説もある。



史跡下野谷遺跡 環状集落（西集落）

### 拠点集落 きょてんしゅうらく

- ・ 地域の核となるような集落。縄文時代中期の南関東地方では、小中河川に沿って分布する集落群の中に、規模が大きく長期間継続する集落があり「拠点集落」として位置付けられている。

## さ行

---

### 史 跡 しせき

- ・文化財保護法で示された文化財の種別である記念物のうち、貝塚、古墳、都城跡などの遺跡で、特に歴史上又は学術的価値の高いものの保存を図るため、文化財保護法に基づき指定されたものを「史跡」、その中でも特に重要なものを「特別史跡」とする。これにより現状の改変などが制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

### 史跡整備 しせきせいび

#### 便益施設 べんえきしせつ

- ・トイレや水のみ場等利用者の利便性を高める施設。

#### 遺構複製展示 いこうふくせいてんじ

- ・実際に検出された遺構を保存のために埋め戻した上で、その真上に遺構模型（レプリカ）を展示する手法。

#### 遺構復元展示 ふくげんてんじ

- ・存在したであろう建築物や構造物などを原寸大で復元する手法。

#### 遺構立体展示 いこうりったいてんじ

- ・建物の柱などを材料や等で造形物を一部立ち上げて表現し展示する手法。

#### 遺構平面表示 いこうへいめんひょうじ

- ・平面的に遺構の位置や範囲を示す展示手法。

### 集落生態系 しゅうらくせいたいけい

- ・自然生態系に対し、人が生活のために周囲の自然に手を加えた結果生まれた、集落周辺の人為的な生態系。

### 縄文里山 じょうもんさとやま

- ・里山とは、長い歴史の中での多様な人間の働きかけを通じて、特有の自然環境・生活文化を形成する場をいう。

縄文里山は、縄文人が生活の糧を得るために、手を加えてつくりあげた環境。縄文時代の集落生態系をさす。

## 縄文時代　じょうもんじだい

- ・日本列島における考古学による時代区分の一時代。旧石器時代に後続し、弥生時代に先行する。地質学的には更新世に当たり、世界史的には新石器時代に位置づけられる。
- ・縄文土器を用いた時代。16,000年前から2,000年前までの1万年間以上が相当し、定住的な集落の形成と多種多様な食糧採集に特徴があり、狩猟、漁猟、採集を基本的な生業とする。

### <縄文時代時期区分>　じょうもんじだいいきくぶん

- ・縄文時代は土器の出現によって旧石器時代と画され、稲作農耕の具体的な証拠である水田の出現によって弥生時代と画される。
- ・縄文時代は縄文土器編年によって6期（草創期、早期、前期、中期、後期、晩期）に区分される。
- ・縄文土器（縄文時代）の時期区分  
草創期：約16,000年前～（ただし、縄文文化的な型式の変遷が定着するのは草創期後半から）  
早　期：約11,000年前～  
前　期：約7,200年前～  
中　期：約5,500年前～  
後　期：約4,700年前～  
晩　期：約3,400年前～（ただし、晩期から弥生時代への移行の様相は地域により相当に異なる）  
上記の年代は、放射性炭素年代測定値を校正した暦年代観に従っている。

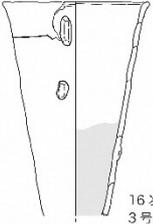
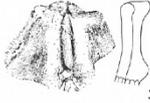
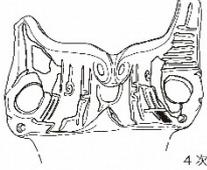
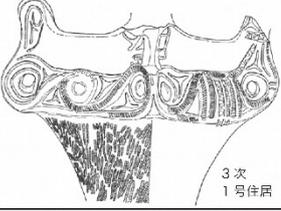
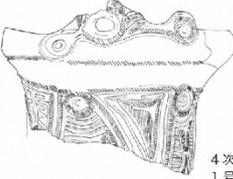
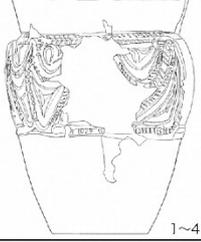
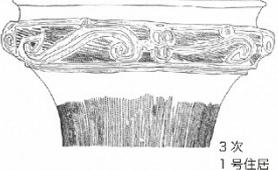
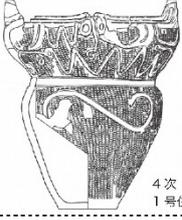
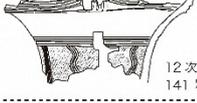
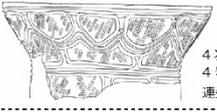
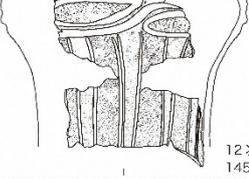
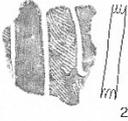
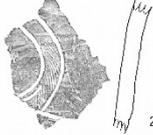
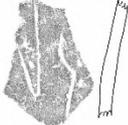
### <年代測定>　ねんだいそくてい

- ・遺物に付着した炭などの炭素14という元素を用いた「放射性炭素年代測定」が多く用いられる。この手法で得られた年代の数値を、他の分析法で得られた数値を用いて暦の年代に変換することを「年代（暦年）校正」といい、変換された年代を「校正年代」「暦年代」という。

### <土器型式と編年>　どきけいしきとへんねん

- ・遺跡から出土した遺物の形や文様から一定の特徴を抽出したまとまりを「型式」といい、その型式が把握された遺跡名を冠した「型式名」（「勝坂式」や「加曾利E式」など）がつけられる。遺物の出土する層位や出土状況から遺物の新旧関係が定まり、地域ごとの併行関係から、地域と時期の物差しとなる「編年」が組まれる。編年は、放射性炭素年代測定法などの年代測定が、年代測定が絶対年代を示すのに対し、比較による相対年代を示す。

## 西集落の主な土器編年表

五領ヶ台早期	 <p>14次 15号トレンチ</p>	 <p>14次 14号トレンチ</p>		
勝坂1式期	 <p>16次 3号住居</p>	 <p>3次 1号住居 阿正台1b</p>	 <p>14次 阿玉台1b</p>	
勝坂2式期	 <p>1~4次</p>	 <p>16次 3号住居</p>	 <p>16次 3号住居</p>	 <p>4次</p>
勝坂3式期	 <p>3次 1号住居</p>	 <p>4次 1号住居</p>	 <p>4次 1号住居</p>	 <p>1~4次</p>
加曾利E1式期	 <p>3次 1号住居</p>	 <p>1~4次</p>	 <p>4次 1号住居</p>	
加曾利E2式期	 <p>12次 141号住居</p>	 <p>4次 4号住居 連弧文</p>		
加曾利E3式期	 <p>12次 145号住居</p>	 <p>1~4次 曾利4 加曾利E3</p>		
加曾利E4式期	 <p>1~4次</p>	 <p>1~4次</p>	 <p>14次 1号トレンチ西側</p>	
称名寺I式期	 <p>2次</p>	 <p>2次</p>		
称名寺II式期	 <p>2次</p>			

## 石 斧 せきふ

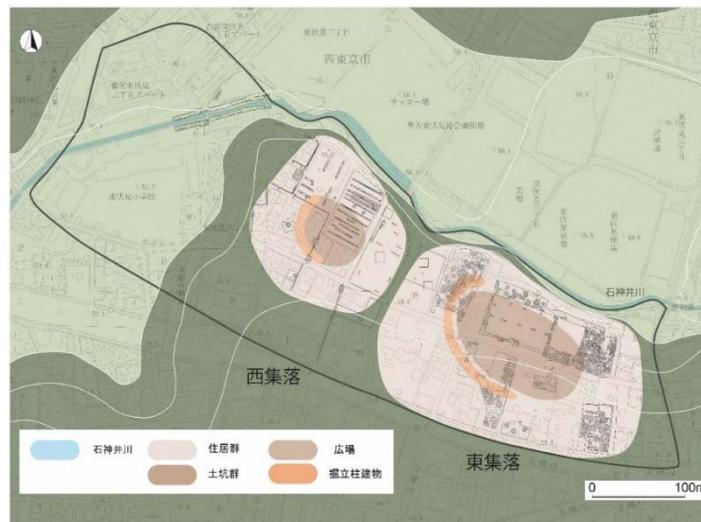
- ・打ち欠いて作る打製石斧と磨いて作る磨製石斧がある。前者の中には、土堀具として使われたと考えられているものが多く含まれる。後者は、樹木の伐採等に用いられた斧と考えられている。

## 石 匙 せっぴ

- ・つまみ部分のついた刃器。

## 双環状集落 そうかんじょうしゅうらく

- ・環状集落が近接して2つ以上あると考えられる環状集落。地域の拠点となる大集落に多くみられる構造。集落の同時存在性など、不明な点も多い。



史跡下野谷遺跡 双環状集落

## た行

### 竪穴住居（建物） たてあなじゅうきよ（たてもの）

- ・地面を掘りくぼめ、その底面を平らにして床をつくり、その上に屋根をかけた構造を持つ住居（建物）。床面には、炉・カマド・柱穴などがあり、床面は固く踏み固められている。周囲に「周溝」と呼ばれる溝がめぐるものも多い。
  - ・縄文時代中期の関東地方では円形のものが多いが、下野谷遺跡では直径が4 mから5 mのものが多いが、中には10mを超える大型のものもある。
- 上部構造は不明な点も多く、復元住居の作成では、草葺、樹皮葺、土葺など様々なものが見られる。



下野谷遺跡 東集落検出竪穴住居（建物）  
写真中央は炉

### 地域博物館　ちいきはくぶつかん

- ・総合博物館に対し、地域資料を主な対象とする。地域に所蔵する資料の保存と活用を基本とするとともに、より開かれた参加と体験を志向する博物館のあり方。地域文化の創造の拠点として、文化財や歴史資料を守り、有効に活用する場であるとともに、地域住民の学びの場として、地域の豊かさを育む役割が期待されている。
- ・本計画では、主に、下野谷遺跡周辺に必要と考えられる下野谷遺跡のガイダンス機能を有するものでありつつ、市域の他の文化財を総合的に扱うものとして、地域の資料を収集、研究、展示しながら、地域活動の拠点となるような施設を想定している。

### 地下式墳　ちかしきこう

- ・竪穴で横に広い空間を持つ施設。古代、中世の葬送の習俗に関わると考えられるものと貯蔵のための地下室であった可能性があるものがある。
- ・下柳沢遺跡では葬送のためと考えられるもの40基以上が検出されている。

### 土器圧痕分析　どきあっこんぶんせき

- ・土器に混入している植物種実や昆虫などの痕跡をシリコンなどで型どった後、顕微鏡で観察同定する分析方法。有機物が残りにくい遺跡には有効な分析方法で、下野谷遺跡でも、ダイズやエゴマなどが見つかっている。

### 土坑とピット　どこうとぴっと

- ・一般に地表面を掘りくぼめた一定の容積を有する円形・楕円形・方形あるいは長方形などの平面形を呈する穴を土坑という。用途は様々で中には墓とみなされるものもある。より小型のものをピットと呼び、区別している。

### 都市型の遺跡保護　としがたのいせきほご

- ・都市の中での遺跡を保護のあり方。困難さを考慮したうえで、メリットを活かしていく。

## は行

---

### VR ぶいあーる

- ・Virtual Reality (バーチャル・リアリティ) の略。現実ではないが、機能としての本質は同じであるような環境を作り出す技術。

下野谷遺跡では「VR したのや縄文ミュージアム」というアプリをダウンロードすることで縄文のムラの風景などのデジタルコンテンツを見ることができ、縄文時代のムラにいるような感覚をもつことができる。

### 伏甕 ふせがめ

- ・意図的に伏せて置かれたような状態で出土した土器。土坑の中から発見されることも多く、人骨の頭部にかぶせたようにして見つかる例も多いことから、埋葬に関係する可能性が指摘されている。

### 掘立柱建物 ほったてばしらたてももの

- ・木造建築物の一つ。柱を直接土坑内にさし入れて建てるもので、通常床は掘りくぼめられていない。柱穴は一定の間隔で直線的に配置される。縄文時代のものでは、柱は4本や6本のものが多い。
- ・床が地面につく平地式なのか高床式なのかなど上部構造その用途などを含め不明な部分が多い。



下野谷遺跡で検出された掘立柱建物跡

## ら行

---

### 礫群 れきぐん

- ・旧石器時代の遺構で、焼けた礫が集積したもの。石蒸し料理などに使われたものではないかと考えられている。下野谷遺跡の旧石器時代の地層からも多く検出されている。

# 史跡下野谷遺跡の整備に関わる法令

## 文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成三〇年六月八日法律第四二号

### 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五條、第七十一條及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九九條、第一百條、第一百二條、第一百二二條、第一百三十一條第一項第四号、第一百五三條第一項第七号及び第八号、第六十五條並びに第七十一條

の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

### 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この

条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

**第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一

回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第九十七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

**第九十八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（略）

## 第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

**第九十条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

**第一百条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

**第一百一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

（解除）

**第一百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと思へるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

**第十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念

物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

**第百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

**第百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

**第百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は

所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第二百二十三条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百五十五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天

然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げている事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項の規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更）

**第二百二十九条の三** 前条の第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

**第二百二十九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受け

た場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

**第二百二十九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

**第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

**第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

**第三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

**第百三十二条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

**第百三十三条** 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。

この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

**第百三十三条の二** 登録記念物の管理団体(前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
- 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げている事項には、当該登録記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項の規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。

- 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更等の届出の特例)

**第百三十三条の三** 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十四号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(準用)

**第百三十三条の四** 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

### 文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終更新：平成三十一年一月三〇日公布

(平成三十一年政令第百一八号)改正

## 第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第十五条第一項(法百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

### 特別史跡名勝天然記念物及び史跡勝天然記念物指定基準(抜粋)

(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号)

## 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

## 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

## 名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

## 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

## 天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
  - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
  - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
  - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
  - (四) 日本に特有な畜養動物
  - (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
  - (六) 特に貴重な動物の標本
- 二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

## 三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層等地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

## 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

## 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)  
最終改正：平成一七年三月二八日号 外 文 部 科 学 省 令 第 一 一 号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者の氏名及び住所
  - 六 管理責任者の職業及び年令
  - 七 選任の年月日
  - 八 選任の事由
  - 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

**第二条** 法第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

**第三条** 法第二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

**第四条** 法第二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

**第五条** 法第二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

**第六条** 法第十八条、第二十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

**第七条** 法第十五条第二項(法第二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

**第八条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

**特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)**

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成一七年三月二八日号外文部科学省令第一号

(復旧の届出)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

**2** 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

**第二条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

**第四条** 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

**第五条** 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

**2** 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

### 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成二十七年一月二日 文部科学省令第三六号

(許可の申請)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

**2** 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

## 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

**第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

**第四条** 法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

**第六条** 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

**文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)**

(平成一二年四月二八日 文部大臣裁定)

(平成二七年一二月二一日最終改正)

## I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百二十五条第三項において準用する

法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和五五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
  - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
  - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第百十五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

### 五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

### 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文

化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

### 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋） （昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号） 最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

（標識）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

**第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

**第六条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

#### 第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等  
史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第八五条の三)(第八 二参照)。
- 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第九九条第四項)(第八 四参照)。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

- (i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市)の教育委員会が行う(法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで)。
  - ① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇㎡以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)
  - ② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)
  - ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)
  - ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
  - ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)
  - ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号へ)

**屋外広告物法 (抜粋)**  
 (昭和二十四年六月三日法律第百八十九号)  
 最終改正：平成三〇年五月三〇日号外法律第三三号

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

**2** この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

**第二章 広告物等の制限**

(広告物の表示等の禁止)

**第三条** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九九条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第一百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

**2** 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りょう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

史跡下野谷遺跡整備基本計画

発行日：平成31年3月

発行：西東京市教育委員会

編集：西東京市教育委員会 教育部社会教育課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号

電話 042-438-4079 (直通)



